

令和5年9月定例会

総務政策分科会会議録

令和5年9月29日・10月2日～3日

場 所 第2委員会室



令和5年9月29日(金曜日)

午後0時59分開会

税務課長	蛭原真治
市町村課長	池田幸優
総務事務センター課長	清藤荘八
消防保安課長	寺田健一

会議に付託された議案等

○議案第12号 令和4年度宮崎県歳入歳出決算の認定について

○報告事項

・令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

事務局職員出席者

議事課主任主事	木村結
政策調査課主任主事	高山紘行

出席委員(6人)

主査	山下寿
副主査	福田新一
委員	二見康之
委員	川添博
委員	坂本康郎
委員	脇谷のりこ

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総務部

総務部長	吉村達也
危機管理統括監	横山直樹
総務部次長 (総務・市町村担当)	大東収
総務部次長 (財務担当)	川端輝治
危機管理局長 兼危機管理課長	渡邊世津子
総務課長	黒岩賢二
人事課長	那須隆輝
行政改革推進室長	徳松一豊
部参事兼財政課長	高妻克明
財産総合管理課長	鬼塚保行

○山下主査 ただいまから、決算特別委員会総務政策分科会を開催いたします。

まず、分科会の日程についてであります。

分科会の日程については、御覧のとおりであります。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下主査 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日開会されました主査会における協議内容について御報告いたします。

まず、審査における執行部の説明についてであります。

分科会審査説明要領を御覧ください。

決算事項別の説明は目の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて、また、主要施策の成果は主なものについて説明があると思いますので、審査に当たりましてはよろしく願いいたします。

次に、監査委員へ説明を求める必要が生じた場合についてですが、他の分科会との時間調整を行った上で、質疑の場を設けることとする旨、確認がなされましたので、よろしく願いいたします。

最後に、審査の進め方についてですが、総務政策部のみ2班編成とし、班ごとに説明及び委員質疑を行い、最後に部全体の総括質疑を行い

たいと思います。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午後1時1分休憩

---

午後1時3分再開

○山下主査 分科会を再開いたします。

それでは、令和4年度決算について、執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○吉村総務部長 それでは、今回御審議いただきます令和4年度決算につきまして、お手元に配付しております決算特別委員会資料により御説明いたします。

資料の3ページをお願いいたします。

令和4年度一般会計の決算の概要であります。以下6ページまでは、「令和4年度主要施策の成果に関する報告書」から抜粋して掲載しております。

まず1の決算総括ですが、令和4年度の決算額は歳入総額が7,343億1,328万1,000円で、対前年度増となっております。

歳出総額は7,075億3,878万8,000円で、対前年度減となっております。

次に、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は267億7,449万3,000円、また、この形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は145億1,729万円。なお、前年度の実質収支との差である単年度収支は93億1,751万9,000円となっております。

4ページをお願いいたします。

2の歳入決算の概要であります。まず、歳入合計は、令和4年度の欄の一番下にありまして、合計で7,343億1,328万1,000円で、対前年

度比0.6%の増となっております。

次に、歳入決算の特徴を御説明いたします。

まず自主財源ですが、決算額が2,897億円余で構成比39.5%、対前年度比258億円余、9.8%の増となっております。

その主な要因ですが、まず繰入金約62億円、26.0%の増となっております。表の右側に説明を付しておりますが、これは財政調整積立金繰入金の増等によるものであります。また、諸収入が約191億円、38.8%の増となっておりますが、これは貸付金元利収入の増等によるものであります。

次に、依存財源が4,446億円余、構成比60.5%、対前年度比約213億円余、4.6%の減となっております。この要因といたしまして、まず地方交付税が約76億円、3.7%の減となっております。これは普通交付税の減によるものであります。また、県債が約247億円、28.9%の減となっておりますが、これは臨時財政対策債の減等によるものであります。

5ページをお願いいたします。

歳出決算の款別の概要になります。まず歳出合計は令和4年度の欄の一番下にありまして、合計で7,075億3,878万8,000円となっており、対前年度比1.3%の減となっております。

主な費目の増減要因を御説明いたします。

まず総務費が約274億円、32.9%の減となっておりますが、これは県債管理基金等への積立金の減等によるものであります。

1つ飛びまして、衛生費が約32億円、5.4%の減となっておりますが、これは新型コロナ対策に伴う補助費等の減等によるものであります。

2つ飛びまして、商工費が約271億円、53.8%の増となっておりますが、これは中小企業融資制度貸付金の増等によるものであります。

その下の土木費が約84億円、9.2%の減となっておりますが、これは道路改良等の国土強靱化対策の減等によるものであります。

6ページをお願いいたします。

性質別の歳出の決算になります。まず、義務的経費が決算額2,381億円余、構成比33.7%であります。対前年度比、約19億円、0.8%の増となっておりますが、これは、扶助費の増等によるものであります。

次に、投資的経費が決算額1,294億円余、構成比18.3%となっており、対前年度比約67億円、5.0%の減となっております。これは、普通建設事業費のうち補助事業費の減等によるものであります。

次に、その他の経費が決算額3,399億円余で、構成比48.0%、対前年度比約46億円、1.3%の減となっております。その理由は、積立金や補助費等の減によるものであります。

一般会計決算の概要は、以上であります。

次に、一番最後のページ、77ページをお願いいたします。

総務部に係る監査結果報告書指摘事項としまして、1件の注意事項を受けております。

また、お手元の「令和4年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書」の5ページになりますが、県税収入の確保について、意見・要望事項がございました。

この後は、「令和4年度一般会計歳入決算の状況」及び「地方公共団体財政健全化法に基づく報告」につきまして、税務課長及び財政課長から説明をいたします。

また、各課ごとの決算内容、主要施策の成果に関する報告等につきましては、危機管理局長及び担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○蛭原税務課長 令和4年度一般会計歳入決算の状況について、税務課より御説明いたします。

決算特別委員会資料7ページを御覧ください。(1)、歳入増減の主な内容についてであります。

表の左側の「県税」の令和4年度の収入額は1,102億8,295万3,000円で、表の中ほどの増減の欄にありますように、令和3年度に比べまして、金額で26億3,775万7,000円の増、率にして2.5%の増となっております。

表の右側の「増減の主なもの」については、記載のとおりですが、1億円以上の増減があったものにつきまして説明いたします。

まず、一番上の県民税ですが、これには、個人県民税、法人県民税、そして、利子割県民税の3つの税目がございます。主なものとして2つの税目を掲げております。

このうち、法人県民税につきましては1億8,897万円の増となっております。これは、円安の進行や新型コロナウイルスの規制緩和に伴い経済活動が再開されたことによるものであります。

次に、事業税ですが、これには個人事業税と法人事業税がございます。このうち法人事業税につきましては、24億9,895万6,000円の増となっております。これは、先ほど説明しました法人県民税と同様、円安の進行や新型コロナウイルスの規制緩和に伴う経済活動が再開されたことによるものであります。

資料の8ページを御覧ください。

上から3つ目の自動車税につきましては、2億9,115万7,000円の増となっております。これは、環境性能割の臨時的軽減措置が終了したことによるものであります。

次に、その下の軽油引取税につきましては、3億1,272万4,000円の減となっております。こ

これは、トラックの燃費改善及び物流の効率化の推進に伴い、軽油の需要が減少したことによるものであります。

次に、地方消費税清算金についてであります。

これは、全国で納付されました消費税のうち、地方消費税分を最終消費地へ帰属させるために都道府県間で清算を行うものであります。

令和4年度の清算金収入は、546億7,852万3,000円で、令和3年度に比べ、金額にして18億1,589万5,000円の増、率にして3.4%の増となっております。これは、輸入額の増加や消費の拡大により、全国での地方消費税収入が増加したことにより増となったものであります。

資料の9ページをお願いいたします。

令和4年度の県税歳入決算は、表の左側一番上の県税計の欄にありますように、左からAの「最終予算額」1,093億6,000万円に対しまして、Bの「調定額」1,113億3,772万1,000円、Cの「収入済額」1,102億8,295万3,000円となっております。この結果、Dの「予算に対する増減額」は9億2,295万3,000円の増となっております。

また、次のE、「不納欠損額」は5,814万5,000円、次のFの「還付未済額」は24万2,000円となっており、この結果、Gの「収入未済額」は9億9,686万4,000円となっております。

最後に、一番右のH、「徴収率」は99.1%となっております。

なお、この表にはございませんが、収入未済額につきましては、令和3年度と比べまして2,061万4,000円の増、率にして2.1%の増となっております。

また、徴収率につきましては、令和3年度と比べまして0.1ポイント上回っており、過去最高となっております。

○高妻財政課長 県税等以外の令和4年度一般

会計歳入決算の状況について御説明いたします。

決算特別委員会資料10ページを御覧ください。

地方譲与税は226億185万2,000円で、対前年度26億円余、13.0%の増です。これは、区分の6つ目の特別法人事業譲与税の増等によるものです。

一番下の地方交付税は、1,973億958万8,000円で、対前年度76億4,200万円余、3.7%の減です。これは、普通交付税の減等によるものです。

11ページを御覧ください。

2つ目の分担金及び負担金は26億38万3,000円で、対前年度5億7,000万円余、28.1%の増です。これは、港湾建設事業費の増に伴う市町村負担金の増などによるものです。

国庫支出金は1,626億2,400万7,000円で、対前年度85億円余、5.5%の増です。これは、次のページでございますが、国庫補助金の3つ目、衛生費国庫補助金が新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金などの増や、その下の商工費国庫補助金が地方観光事業支援費——いわゆる、みやざき割の財源でございます。こういったものなどの増によりまして、それぞれ増額となったことによるものです。

13ページを御覧ください。

一番上の寄附金は、3億5,064万2,000円で、対前年度3,600万円余、11.5%の増です。これは説明欄の1つ目、企業版ふるさと納税の増等によるものです。

その下、繰入金は、303億1,636万3,000円で、対前年度62億5,000万円余、26.0%の増です。これは、区分の2つ目、財政調整積立金からの繰入金の増等によるものです。

一つ飛びまして、諸収入は、682億4,012万9,000円、対前年度190億7,000万円余、38.8%の増です。これは、中小企業融資制度の貸付金元利収

入の増等によるものです。

県債は、609億7,451万2,000円で、対前年度247億4,000万円余、28.9%の減です。これは区分の3つ目、臨時財政対策債の減等によるものです。

14ページを御覧ください。

収入未済額の状況です。

表の一番下の合計欄を御覧ください。令和4年度の一般会計の収入未済額は12億8,218万7,000円であり、対前年度170万円余、0.1%の減です。これは、県税では増加しておりますが、不納欠損処理などによりまして過年度収入などの未済額が減少したことによるものでございます。

歳入決算については、以上であります。

次に、15ページを御覧ください。

県債発行額及び県債残高の推移についてでございます。

グラフの上の折れ線が、県債残高の全体、下の線が臨時財政対策債等を除いた実質的な県債残高です。

これまで基本的に両方とも減少傾向でしたが、令和元年度から実質的な県債残高が増加に転じています。これは、国土強靱化に係る公共事業の増加等によるものです。

一方で、県債残高の全体を示す上の線が令和4年度は減少しています。これは、臨時財政対策債の残高が減少したことによるものです。

次に、16ページを御覧ください。

財政関係2基金の残高でございます。

折れ線グラフを御覧ください。近年は、450億円程度を安定的に確保してきましたが、令和4年度末の残高については565億円です。

これは、令和4年度から7年度までの地方交付税の減額精算——これは4年間で約130億円分行われますが、これに備えるために現状におい

て財政調整積立金に多く積み立てていること等によるものであります。

このうち令和4年度は、地方交付税が約33億円減額精算されています。令和4年度の当初予算では、これを織り込んで基金を取り崩しましたので、残高につきましては前年度より減少しております。

次に、17ページを御覧ください。

経常収支比率の推移です。経常収支比率は、高いほど財政構造が硬直化していることを示します。令和4年度は、地方交付税や臨時財政対策債の減少により、経常的な収入総額が前年度より減少しました。これは全国的に同様の傾向です。このため、対前年度7.3ポイント増の91.0%となりましたが、令和2年度以前と比べていただきますと、低い水準になっていることがお分かりいただけると思います。

次に、18ページを御覧ください。

第3、地方公共団体財政健全化法に基づく報告の令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてです。

まず、1の(1)の総合意見を御覧ください。表の健全化判断基準の4つの指標についてです。

①の実質赤字比率は、一般会計と特別会計に赤字額がある場合、また、②の連結実質赤字比率は、さらに公営企業会計まで合わせて赤字がある場合に比率を算出するものです。

公営企業会計においては、資金不足は生じていませんので、数値は計上されていません。

③の実質公債費比率は、標準財政規模等に対する一般会計等の公債費と公営企業債の償還に対する繰出金を加えた実質的な公債費の割合であります。前年度より0.8ポイント増の11.4%です。これは、分母の標準財政規模等が前年度より100億円程度減少したことなどによるもので

す。

この標準財政規模と申しますのは、一番下に注釈がありますが、県税・地方譲与税などの標準的な税収見込み額に、普通交付税を加えた額のことを言います。また、標準財政規模等という言葉を使っておりますが、この「等」は、この資料では、標準財政規模から元利償還金のうち交付税に算入される額を除いたものとして使っております。

④の将来負担比率は、標準財政規模等に占める負債総額の割合で、前年度1.6ポイント増の97.3%です。これも、分母が減少したことが主な原因でございます。

なお、将来負担比率の分子の負債総額は、一般会計・特別会計、公営企業会計の地方債残高を全部足したものと、退職手当の負担見込額、それから、債務負担行為、さらには出資法人の負債などの合計額から債務償還に充当できる基金等の額を引いたのが分子になっております。

これら4つの指標は、いずれも右側の欄の早期健全化基準を下回っており、監査委員の審査意見は、(3)、是正改善を要する事項のとおり、「特に指摘すべき事項はない」であります。

次に、19ページの資金不足比率審査意見書についてです。

2の(1)の総合意見を御覧ください。令和4年度は、公営企業法を適用している上の4つの会計で純損失を計上しています。しかし、こちらは減価償却費の増加によるものであったり、修繕費用の増等に積立金から繰り入れて対応しているものでありますので資金不足は発生しておりません。

監査委員の審査意見は、(3) 是正改善を要する事項のとおり、「特に指摘すべき事項はない」であります。

なお、次の20ページには、参考として「指標の推移」と各比率の説明を掲載していますので、後ほど御覧いただければと存じます。

最後に、資料にはございませんが、今後の財政運営について述べさせていただきます。

本県の財政は、健全性を維持しておりますが、その構造は地方交付税等に大きく依存する脆弱なものであります。

このような中で、今後、社会保障関係費をはじめ、国土強靱化、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に係る経費、継続する物価高騰対策など多額の財政需要もまた見込まれております。

しかしながら、このような中にありましても、物価高騰などからの宮崎再生や本県の強みをさらに伸ばす日本一挑戦プロジェクトなど、本県の重要課題に的確に対応し、積極的に施策を推進していかねばなりません。

財政健全化の維持は、こうした取組の前提であると考えております。今後とも、こうした財政需要をはじめ、災害や感染症等の臨時的な需要にも柔軟に対応できるよう、財政の健全性の維持に努め、しっかりと運営してまいります。

**○黒岩総務課長** 決算特別委員会資料の21ページを御覧ください。

総合計画に基づく総務部の施策の体系につきまして、概要を御説明いたします。

まず、「施策の柱」の「連携・絆の構築による魅力ある地域づくり」についてであります。

「県・市町村連携推進」では、行政サービスの充実に向けた広域的な仕組みづくりに対し支援を行うなど、県と市町村及び市町村間の連携を推進したところであります。

次の柱、「多様化する危機事象に的確に対応できる体制づくり」についてであります。

上から5つ目の新規事業「災害対応車両整備」では、大規模災害が発生した場合の初動対応を円滑に行うため、ガソリン不足のリスク低減として、公用車14台のガソリン車をディーゼル車に更新を行ったところであります。

次に、その2つ下の新規事業「防災情報システムのデジタル強靱化」では、情報共有システムを強化し、災害対応時の情報共有の効率化を図るため、市町村の防災システムとのデータ連携機能の構築を行ったところであります。

次に、下から4つ目の「防災救急ヘリコプター機体更新調査」では、本県の防災救急ヘリコプターに求められる能力等について検討を行い、後継機の仕様を定めたところであります。

最後に、一番下の柱、「老朽化した施設の再整備と余剰空間の有効活用」についてであります。

「宮崎県東京ビル再整備」では、再整備を行う優先交渉権者の決定や、基本協定の締結等を行ったところがございます。

次に、22ページを御覧ください。

総務部の令和4年度歳出決算の状況についてであります。

一番下の段の総務部合計の欄になりますが、一般会計と特別会計を合わせまして、予算額2,536億8,126万9,776円、支出済額2,508億4,868万9,732円、翌年度への繰越額、上段の明許繰越しと下段の事故繰越しを合わせまして5億8,840万5,100円、不用額が22億4,417万4,944円となっております。

また、執行率は98.9%、翌年度への繰越額を含めました執行率は、括弧書きの99.1%であります。

続きまして、総務課の歳出決算状況について御説明いたします。

23ページの令和4年度決算事項別明細説明資

料を御覧ください。

この資料では、各課の歳出決算における目の不用額が100万円以上のもの、または執行率が90%未満のものについて御説明させていただくこととしております。

総務課につきましては、この23ページの上から3行目、(目)一般管理費、それから、24ページの(目)文書費のいずれにおきましても該当はございませんので、説明は省略させていただきます。

総務課の決算額につきましては、この24ページ一番下、総務課計の欄になります。

予算額2億9,894万9,000円に対しまして、支出済額は2億9,774万6,336円、不用額は120万2,664円、執行率は99.6%となっております。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

○那須人事課長 人事課の歳出決算の状況について御説明いたします。

決算特別委員会資料25ページを御覧ください。

表の上から3行目、(目)一般管理費の不用額2億3,849万372円であります。

主なものとしまして、中ほどの「職員手当等」2億2,196万3,768円ですが、主に時間外勤務手当の執行残であります。

これは、知事部局職員全体の時間外勤務手当の調整経費として、人事課で一括計上しているものでありまして、昨年度は、当初予算に加え、新型コロナ、台風14号、原油価格・物価高騰対策等として、11月補正予算において認めていただきましたが、新型コロナ感染が拡大した第6波(1月～6月)、それから、第7波(6月～11月)以降の執行額が見込みより少なかったことなどによるものであります。

次に、26ページを御覧ください。

表の一番上の(目)人事管理費の不用額2億5,359万217円であります。

主なものとしまして、表の上から3行目、「職員手当等」2億3,767万157円ですが、主に退職手当の執行残であります。

これは、知事部局職員全体の退職手当として、人事課で一括計上しているものでありまして、支給額が見込みより少なかったことによるものであります。

27ページを御覧ください。

人事課の決算額としまして、表の一番下の行、人事課計の欄になります。

予算額57億9,635万6,000円に対しまして、支出済額は53億427万5,411円、不用額は4億9,208万589円となっており、執行率は91.5%であります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

**○高妻財政課長** 財政課の歳出決算の状況について御説明いたします。

決算特別委員会資料の28ページを御覧ください。

まず、一般会計であります。上から3段目の(目)一般管理費の欄になりますが、不用額が8億3,152万604円です。

財政課の一般管理費には、財政課の事務費のほかに、各部局で突発的に必要となった経費などを賄う共通経費を計上しています。

この経費は、例えば、国庫補助金の返還が生じた場合などに、各課に予算を分任して対応するものです。

所要額の正確な見込みが困難なものなどに備える意味もありますので、財政課においては、年度末までこの予算を確保する必要があり、不用額のほとんどは、この共通経費の執行残です。

次に、31ページをお開きください。

予備費です。予備費は、例えば訴えの提起など、年度途中の不測の事態により予定外の歳出が必要となった場合などに対応する経費でございます。

予備費は、当初算額に毎年1億円を計上しており、このうち令和4年度中に3,523万3,050円を他の予算科目に充用いたしました。その結果、残額の6,476万6,950円が不用額となっております。

予備費の充用内訳につきましては、右の説明欄を御覧ください。

①、訴訟等に伴う弁護士への着手金や謝金、②、管理運営瑕疵事故等の損害賠償金、③、歳出予算不足によるものですが、例えば、ゴルフ場利用税が見込みよりも収入増になったことに伴い、歳出予算が不足したゴルフ場所在市町村への交付金など、合わせて21件となっております。

次に、32ページを御覧ください。

公債管理特別会計です。この会計は、一般会計からの繰出金などにより県債の元金と利子の償還等を行うものです。(款)総務費の(目)積立金、その下の(款)公債費のいずれの(目)にも100万円以上の不用額及び執行率90%未満のものはございません。

表の一番下の欄を御覧ください。一般会計と公債管理特別会計を合計した財政課の決算額は、予算額1,834億5,647万1,950円に対しまして、支出済額は1,825億5,961万4,930円であり、不用額は8億9,685万7,020円、執行率は99.5%となっております。

なお、歳入歳出決算審査意見書における指摘要望事項はございません。

**○鬼塚財産総合管理課長** 財産総合管理課の歳

出決算状況について御説明いたします。

決算特別委員会資料33ページを御覧ください。

ページ中ほど、(目)財産管理費の不用額は、2億242万9,579円でございます。

34ページを御覧ください。

主なものとしまして、まず上から2段目の需用費5,815万2,302円は、本庁舎・各総合庁舎の非常時に使用する発電機等の電気設備燃料費及び電気代等の執行残であります。

その2つ下の委託料1,707万3,846円は、庁舎の清掃警備や機械設備修繕委託等の執行残であります。

その2つ下の工事請負費1億2,162万472円は、BCP対策事業及び庁舎の修繕工事等に伴う執行残であります。

35ページを御覧ください。

中ほどの(目)県有施設災害復旧費の不用額591万7,143円は、台風などの災害により被災した県有施設の補修・復旧経費の執行残でございます。

財産総合管理課の決算額といたしましては、一番下の財産総合管理課計の欄になります。

予算額21億2,147万7,000円に対しまして、支出済額が15億8,647万9,730円、翌年度繰越額は3億2,663万5,000円、不用額は2億836万2,270円となっております。

執行率は74.8%でございますが、翌年度繰越額を含めますと、その上の括弧内にございます90.2%となります。

続きまして、主要施策の成果について御説明いたします。

引き続き、資料の36ページを御覧ください。

2、安全な暮らしが確保される社会の(1)、「多様化する危機事象に的確に対応できる体制づくり」についてであります。

これは、非常時における県庁舎の行政機能を

維持するため、電力等のライフライン確保に必要な対策を行う事業であり、「県庁舎BCP対策事業」としまして、平成28年度から実施しているものであります。

主な実績内容といたしましては、受電設備を7号館の屋上に整備したものでございます。

38ページを御覧ください。

1、その他(県政一般)の(1)、「老朽化した施設の再整備と余剰空間の有効活用」についてであります。

これは、宮崎県東京ビルを民間活用により再整備し、県政発展を支える機能を維持するための事業であり、主な実績内容は、民間事業者の選定に係る手続におきまして、専門的な視点から助言を受け、事業者の決定や基本協定の締結などを行ったものであります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しまして、特に報告すべき事項はございません。

**○蛭原税務課長** 税務課の歳出決算状況につきまして御説明いたします。

決算特別委員会資料40ページを御覧ください。

まず、表の上から3つ目の(目)税務総務費ですが、不用額1億1,106万1,861円であります。

主なものとしまして、5つ下の償還金・利子及び割引料1億1,067万8,064円は、過年度に納められた県税を還付するための還付金が見込みを下回ったことによる執行残でございます。

次に、表の中ほどの(目)賦課徴収費ですが、不用額は1,414万8,299円であります。

主なものとしまして、41ページをお願いいたします。表の一番上の需用費350万7,138万円、その下の役務費384万8,257円は、県税・総務事務所及び税務課において執行しております。県税の賦課徴収に要する納税通知書等の印刷や郵送料などの事務費の執行残であります。

次に、42ページをお開きください。

上から2つ目の(目)配当割交付金ですが、不用額は369万円であります。

続けて、43ページをお願いいたします。

表の中ほどの(目)環境性能割交付金ですが、不用額は382万5,000円であります。

これら2つの交付金につきましては、税収に基づき一定割合を市町村に交付するものでありますが、いずれも税収が見込みを下回ったために、執行残が生じたものでございます。

税務課の決算額としましては、表の一番下の税務課計の欄となります。左から、予算額566億6,133万9,826円に対しまして、支出済額は565億2,842万7,937円、不用額1億3,291万1,889円、執行率は99.8%となっております。

続きまして、監査委員より歳入歳出決算審査意見書で意見がございましたので、御説明いたします。

44ページをお願いいたします。

4の(1)、県税収入の確保についてであります。

上から2段落目の3行目、「県税収入未済額」のところになりますが、読み上げますと、「県税の収入未済額9億9,686万4,000円のうち、個人県民税は6億9,367万円となっており、今後とも、個々の納税者の状況に配慮しつつ、賦課徴収を行う市町村との連携を密にして、効果的な徴収対策に努めていただきたい」との御意見でありました。

個人県民税は、県税収入額の約30%ですが、収入未済額は、県税全体の約70%となっており、徴収対策の最重要課題と認識しております。

このことから、賦課徴収権を持つ市町村の徴収業務を促進するため、各県税・総務事務所に

おいて、徴収担当職員の併任人事交流や、市町村からの徴取引継ぎ、管内市町村との合同の徴収対策会議などを実施するとともに、特別徴収制度の適正化の推進など、収入未済額圧縮に取り組んでいるところです。

今後とも個々の納税者の状況や心情に配慮しつつ、市町村とさらなる連携強化を図りながら、収入未済額の圧縮に努めてまいります。

○池田市町村課長 市町村課の歳出決算の状況につきまして、御説明いたします。

決算特別委員会資料47ページを御覧ください。

上から2段目、(目)市町村連絡調整費の不用額282万8,665円であります。

主なものは、(節)の欄の上から6段目の旅費でありまして、各種会議等がコロナの影響で開催されなかったことによるものでございます。

続きまして、48ページを御覧ください。

一番上の段、(目)自治振興費の不用額120万6,259円あります。

主なものは、(節)の欄の一番下の段にございます貸付金でありまして、市町村等への貸付金が見込みを下回ったことによるものでございます。

続きまして、51ページをお願いいたします。

一番上の段、(目)知事選挙費の不用額9,743万9,050円あります。

主なものは、(節)の欄の一番下の段の負担金補助及び交付金でありまして、投票所設置などに係る経費として各市町村に交付します市町村交付金や、選挙運動・政見放送などの選挙公営負担金が見込みを下回ったことによるものでございます。

続きまして、52ページをお願いいたします。

一番上の段、(目)県議会議員選挙費の不用額5,146万6,454円あります。

主なものは、(節)の欄の一番下の段の負担金・補助及び交付金でありまして、先ほどの(目)知事選挙費と同様、市町村交付金が見込みを下回ったことによるものであります。

次に、53ページを御覧ください。

一番上の段、(目)参議院議員選挙費の不用額2,279万9,774円であります。

主なものは、(節)の欄の一番下の段、負担金・補助及び交付金でありまして、先ほどの(目)知事選挙費や(目)県議会議員選挙費と同様、市町村交付金が見込みを下回ったことによるものでございます。なお、参議院議員選挙費は、全額国費により措置されております。

市町村課の決算額としましては、一番下、市町村課計の欄になります。予算額27億512万円に対しまして、支出済額は25億2,799万5,758円、不用額は1億7,712万4,242円となっております。執行率は93.5%となります。

続きまして、主要施策の成果について御説明いたします。

引き続き、委員会資料の54ページを御覧ください。

「くらしづくり」の1、安心して生活できる社会の(1)、連携・絆の構築による魅力ある地域づくりについてであります。

施策推進のための主な事業及び実績について御説明いたします。

「県・市町村連携推進」でありまして、こちらは県と市町村及び市町村間の連携・協働を推進するため、行政サービスの充実に向けた広域的な仕組みづくりに対しまして支援を行いましたほか、知事と市町村の首長・職員が県や地域の課題について率直な意見交換を行います宮崎県・市町村連携推進会議、円卓トーク、役場でスクラム談義等を開催しまして、県と市町村の

連携強化に努めたところであります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に対しましては、特に報告すべき事項はございません。

○清藤総務事務センター課長 総務事務センターの歳出決算状況について御説明いたします。

決算特別委員会資料57ページを御覧ください。

表の一番上、(目)人事管理費の不用額634万9,011円であります。

主なものとしまして、中ほどの需用費121万1,206円は、職員厚生事業に係る事務費等の執行残であります。

その下の役務費194万1,894円は、職員の健康診断に係る費用等の執行残であります。

次に、58ページを御覧ください。

(目)恩給及び退職年金費であります。右から2列目の執行率が80%となっております。これは、昭和37年12月以前に退職された県職員に係る恩給等の執行残によるものでございます。

その下の警察費に係る(目)恩給及び退職年金費であります。右から3列目の不用額が139万2,702円となっております。これは、元警察職員に係る恩給等の執行残でございます。

総務事務センターの決算額は、表の一番下の総務事務センター計の欄になります。予算額6億5,651万4,000円に対しまして、支出済額は6億4,743万9,711円、不用額は907万4,289円となっております。執行率は98.6%であります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

○渡邊危機管理局長 危機管理課の歳出決算の状況について御説明いたします。

決算特別委員会資料の59ページを御覧ください。

ページ中ほど、(目)防災総務費の不用額1,646万6,967円あります。

60ページを御覧ください。

主なものとしまして、上から2段目の委託料705万5,696円は、えびの高原周辺の火山ガス測定におきまして、噴火が起きた場合に備えて計上している測定費用が不用になったもの等でございます。

また、中ほどの負担金・補助及び交付金214万2,000円は、市町村が行う避難場所等の整備に対する補助金等の額の確定に伴う執行残であります。

次に、下から3段目の(目)救助費であります。不用額は、2億8,241万8,376円、執行率が47.3%となっております。

救助費につきましては、災害救助法が適用されるような大規模災害が発生した場合の備えとして例年予算計上しておりまして、この経費の性格上、年度末まで確保しておく必要があります。

令和4年度につきましては、9月に発生した台風第14号において、県内26市町村に、避難所運営経費が救助対象となる災害救助法第2条第2項が、また、多数の住家被害が発生した延岡市と都城市に被災住家の応急修理費等が救助対象となる災害救助法第2条第1項が適用されております。

61ページを御覧ください。

主なものとしまして、下から3段目の負担金・補助及び交付金は、市町村の避難所運営や被災住宅の応急修理費等の救助対象経費として2億5,000万円を予算計上しておりましたが、実際の支出済額が当初の見込みを下回ったため1億3,148万4,608円が不用となったものであります。

また、下から2段目の積立金は、災害救助基金を一定額取り崩した場合の積立金1億8,569万

円を計上しておりましたが、取崩しはあったものの当初想定額を下回ったため、5,286万6,843円が不用となったものであります。

危機管理課の決算額といたしまして、危機管理課計の欄になります。予算額11億337万9,000円に対しまして、支出済額8億449万3,657円、不用額2億9,888万5,343円、執行率は72.9%となっております。

続きまして、主要施策の成果について御説明いたします。

引き続き、62ページをお願いいたします。

2、安全な暮らしが確保される社会の(1)、「多様化する危機事象に的確に対応できる体制づくり」についてであります。

1つ目の「大規模災害に備えた減災・応急体制強化支援」は、市町村が行う指定緊急避難場所等の整備や避難訓練実施に対する補助を行ったものであります。

次に、63ページを御覧ください。

「大規模災害に備えた燃料備蓄・供給体制整備」は、「災害時専用臨時設置給油設備」、いわゆる移動式の燃料給油装置を3か所に設置するとともに、防災救急ヘリコプター用備蓄燃料庫の設置を行ったところです。

次に、2段目の「総合防災訓練強化」につきましては、図上訓練や南海トラフ巨大地震を想定した実践的な訓練を実施したところであります。

3段目の新規事業「災害対応車両整備」であります。大規模災害が発生した場合のガソリン不足のリスク低減として、公用車のガソリン車の一部をディーゼル車に更新いたしました。

64ページを御覧ください。

「自助・共助・公助で命を守ろう！防災力強化」につきましては、「宮崎県防災の日」の啓発

や、県民一斉防災行動訓練「みやぎシェイクアウト」などを実施しました。

また、昨年度から、災害を自分ごととして捉えてもらうために、県内高校生を対象に「防災小説コンテスト」を実施したところであります。

さらに、防災士養成研修や自治会等への防災士による出前講座等を県内各地域で開催いたしました。

次に、新規事業「防災情報システムのデジタル強靱化」であります。災害対応時の情報共有の効率化を図るため、防災情報共有システムの機能と市町村の災害対策情報支援システムとの統合構築等を行ったところであります。

65ページを御覧ください。

「霧島山警戒避難体制整備」につきましては、本県、鹿児島県及び関係市町で設置している霧島山火山防災協議会を開催したほか、えびの高原（硫黄山）周辺の火山ガスを測定・公表し、観光客等の安全確保を図ったところであります。

66ページをお願いいたします。

施策の進捗状況であります。令和4年度の実績値は、「災害に対する備えをしている人の割合」は57.5%、「自主防災組織活動カバー率」は87.7%、「県内の防災士の数」は6,674人となっております。

新型コロナウイルス感染症等の影響で地域活動が自粛されたことなどにより、一部指標で目標値に至らなかったものの、全体としては着実に取組の成果が現れております。

施策の成果等につきましては、3点掲げておりますとおり、年間を通した啓発により、県民の平時からの備えなどの防災意識の向上が図られたほか、地域防災力向上の取組や、市町村が実施する避難所整備等の支援による津波から人命を守るための取組が進められたところであり

ます。

67ページを御覧ください。

今後の方向性等につきましては、啓発効果を高めるため、対象年齢に合わせた広報媒体の活用や、若い世代の防災士育成、市町村と連携した地域への防災活動支援を行うとともに、整備した避難施設の実効性を高めるための取組を支援するなど、引き続き、防災・減災対策に取り組んでまいります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しまして、特に報告すべき事項はございません。

○寺田消防保安課長 消防保安課の歳出決算状況について御説明いたします。

決算特別委員会資料68ページを御覧ください。

上から3段目、(目) 防災総務費の不用額1,926万3,135円であります。

主なものとしましては、下から4段目の委託料327万8,976円は、防災行政無線の保守委託等の執行残であります。

次に、2段下の工事請負費829万1,900円は、防災行政無線の設備改修費の執行残であります。

69ページを御覧ください。

1段目の負担金・補助及び交付金499万1,554円は、市町村等が実施しております消防資機材の整備に対する補助金の額の確定などによるものであります。

次に、上から3段目の(目) 消防連絡調整費であります。不用額は764万4,281円となっております。

主なものとしまして、下から3段目の委託料287万6,889円は、危険物取扱者及び消防設備士の免状交付において、見込んでいた件数より実績が少なかったことなどにより執行残であります。

また、下から2段目の使用料及び賃借料118

万5,841円は、災害が発生した場合に備えた資機材の賃貸借が不要となったことによる執行残であります。

71ページを御覧ください。

消防保安課の決算額としまして、消防保安課計の欄になります。予算額8億8,166万3,000円に対しまして、支出済額5億9,221万6,262円、翌年度繰越額2億6,177万100円、不用額2,767万6,638円となっております。執行率は67.2%ですが、翌年度繰越額を含めると、その上の括弧内にあります96.9%となります。

続きまして、主要施策の成果について御説明いたします。

引き続き、決算特別委員会資料の72ページを御覧ください。

2、安全な暮らしが確保される社会の(1)、「多様化する危機事象に的確に対応できる体制づくり」についてであります。

1つ目の「みやざき消防団加入・定着促進」は、若手消防団員や女性消防団員による意見交換会を開催したほか、消防団の広報紙や加入促進のチラシを配布しております。

次に、73ページを御覧ください。

「みやざき消防力強化・支援」は、消防力の強化を図るため、市町村等の消防資機材の整備などに対して補助を行ったところであります。

次に、2段目の「航空消防防災推進」につきましては、防災救急ヘリコプターによる山岳・水難事故の捜索や救助、林野火災の消火などを行い、合計で134回運航しております。

3段目の新規事業「防災救急ヘリコプター機体更新調査」であります。現在運航している防災救急ヘリコプター「あおぞら」が更新の時期を迎えることから、後継機に求められる能力等について検討を行い、後継機の仕様を定めた

ところであります。

74ページを御覧ください。

「防災行政無線管理」につきましては、防災行政無線設備の維持管理や保守を行うとともに、気象台とのバックアップ回線として無線LANの整備を行ったところであります。

次に、「消防学校」につきましては、消防職員の訓練研修を29回、消防団員等に対する研修を44回実施したところであります。

75ページを御覧ください。

新規事業「電気工事士免状交付管理システム構築」であります。電気工事士免状交付管理システムの構築及び宮崎県電子申請システムとの連携を行い、45件の電子申請がありました。

76ページを御覧ください。

施策の成果等につきましては、3点ほど掲げております。

まず、防災行政無線については、非常災害時における通信体制の確保や、災害時情報通信体制の機能強化を図ったところであります。

また、消防団の活性化や消防団員確保の取組として、消防団の広報紙や加入促進のチラシを市町村に配布したほか、県内の大学生や全ての高校生に配布し、消防団の重要性や魅力をアピールしております。

また、消防力の強化を図るため、市町村等が実施しております新規団員等の装備や、大規模災害時の活動に必要な消防資機材の整備等に対して補助を行ったところであります。

今後の方向性につきましては、通信設備の被災や停電などに対する備えや、消防団員の加入者数増加を図るため、若者をターゲットにした広報戦略の工夫、南海トラフ地震や大規模災害に必要とされる消防資機材の確保に対する支援など、今後も引き続き取り組んでまいります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

○山下主査 執行部の説明が終了しました。

委員の皆様から質疑はございませんか。

○二見委員 2点ほど聞きたいんですけども、まず市町村課から御説明があったんですが、例年、知事と市町村長との円卓トークなどをされてきていると思います。資料の55ページにあるように、「本県の重要課題や地域課題について意見交換を行い、連携を深めた」ということですが、具体的に前に進んだような案件というのは何かあったのか、今把握していることがあれば教えてください。

○池田市町村課長 具体的な実績について代表例を申し上げたいと思います。

県・市町村連携推進会議は、県知事をトップにいたしまして、各26市町村長に来ていただき毎年開催しております。昨年も4月25日に開催しておりますけれども、その意見交換の中で、市町村のほうから自治体のDX推進に係る支援をぜひいただきたいという声がありました。まさに県もいろいろ課題を抱えているところですけども、DXについては県と市町村が連携してやっていきたいと思いますということで、例えば、今年度、デジタル推進課でやっております、市町村が情報システムの標準化などを行う際のベンダーとのやり取りを県が支援するといった具体的な事業につながっているところでございます。

また、円卓トークは令和4年度に1件、西臼杵地区で開催させていただきました。こちらは首長のほうから、企業版ふるさと納税について何かやりたいんですけども、どうしたものかというお声をいただきましたので、昨年までは総合政策部でやっておりましたけれども、市町村

に一番身近なところは市町村課だということで、今年度から当課が企業版ふるさと納税に係る市町村の部分について所管を引き受けまして、先日、市町村向けに会議を開催いたしました。このようにいろいろと御意見をいただきながら、そこを支援できるように引き続きやっていきたいと思っております。

○二見委員 そういうことがあったんだとよく分かりました。ただ、イメージ的に、トップと会って話して決めなければならないような大きな話があったというのは、ちょっとどうなのかなと思います。ある程度の大きな課題は、事前に洗い出しておく必要があるのかなと。もちろん、それだけじゃないことも確かにあるので、もっと効率的・効果的に、県内の横の連携を深めるだけじゃなく、実際に結果が出てくるようなものをしっかり見せていってほしいなと思います。

また、「施策の成果等」の③にある「定年引上げ」をテーマにした意見交換は、タイムリーな話だと思うんですが、市町村ではこの導入においてつまづいているというか、何か壁があったんでしょうか。県の話聞いていたら結構スムーズにしているのかなと思っていたんですが、市町村は具体的な課題があったんでしょうか。

○池田市町村課長 定年引上げについて、令和5年度から対応する必要がございましたので、そもそもどういうふうにしる市町村の規則を改正して取り組んでいくかということで、昨年度、我々は相談に乗らせていただいて、技術的な支援をさせていただいたところでございます。あとは、どの自治体も共通だとは思いますが、定年引上げ対象の方に、こういった形で御活躍いただくかというのは、今年も「市町村サポートチーム」が伺う中で、課題になっているんだ

など把握しているところがございます。

**○二見委員** 国からの話とか、大きな変革があるときなど、皆さんも中央に行って研修を受けてこられたりすると思うんですけども、市町村の職員が頼りにするのは県なんだなと。いろいろな制度の変更とかがあるときには、情報を持っているのが県なので、横の連携というか、県が市町村から頼りにされる分だけ、しっかり丁寧な情報提供の在り方とか、人員が足りているのか分かりませんが、結構、市の職員は、自分たちは県からいろいろな情報ももらいながら仕事をしているという意識もあるみたいですから、今後もしっかり横の連携をつなげて、取り組んでいってほしいなと思います。ありがとうございました。

次に、消防保安課にお聞きしたいんですけども、今、自然災害が大分激甚化してきて、住民の方々は非常に不安であると思うんですが、それ以前に、県としての災害対策の在り方で特に一番大事なのは情報通信網です。資料の74ページにあるように無線設備等の維持管理をされていると思うんですけども、ちょっと気になるのは、よく携帯電話大手で、いきなり通信障害が起こったりするじゃないですか。県とか自治体がそういった障害に巻き込まれて連携が取れない、通信ができなくなってしまうことへの代替的な通信設備が必要だと思うんです。

独自の無線LANを使ったりしていると思うんですが、非常用電源の整備の仕方、最近ではモバイルバッテリーとか、非常用電源も大分価格が落ちてきていると思うので、ある程度どこに何個必要とか、そういったものまで対応しているのかなと思うんですけども、現状としてはどこら辺までできているんでしょうか。何か長期的な計画があって、段階的に進めていって

いるのか、今のところこれで大丈夫ですという完全なバックアップ体制ができているのでしょうか。

ましてや、県の中だけではなくて、市町村との連携というのも非常に大事になりますが、市町村はしっかりこういう危機管理通信設備の準備ができているのか、そこ辺の現状を教えてくださいなと思います。

**○寺田消防保安課長** 県内全て光でつながっているんですが、災害等が発生して、例えば電柱が倒れたりとかして寸断した場合につきましては、無線で県内全てがつながるようになっております。また、それにつきましては市町村、そして消防につきましても無線でつながっておりまして、バックアップ体制はできているところであります。

また、もし基地局等で障害があつて、無線も飛ばないということになりましたら、衛星でのバックアップもしておりまして、国と県はつながっているんですが、市町村と県はつながっておりませんので、今後それを整備することにしております。

**○二見委員** 26市町村で温度差もあつたりするといけないので、そこ辺は県がしっかり指導していって、予算が絡んでくることもあると思うんですけども、しっかりと対応して進めていただければと思います。やっぱり通信ができないと情報がなくて、対応のしようがなくなってくるので、何より急ぐべきなのかなと思います。

**○脇谷委員** 委員会資料の44ページ、県税の収入未済額についてなんですけど、個人県民税の未済額については、私も市議会議員時代からとても悩んでおりまして、各市町村で滞納額が多いところから少ないところまでいろいろあると思います。県民税も市民税も、合併前からずっと

滞納されている方がいらっしやって、少しでも払ってもらえるように職員が一生懸命頑張っているんですけど、「少額でも払ってくれたらいいですよ」という態度でいらっしやるわけです。となると、何百万円も滞納されている方は、70歳以上になると、もう全額納付はできなくなってしまうわけです。そのときに、県民負担の公平性からはどういう考えでいけばいいんだろうかといつも思うんです。

市町村が県民税と市民税をその方から例えば1万円もらおうとすると、それはどういう形で振り分けているんですか。

**○蛭原税務課長** 個人住民税という形で、市町村のほうで徴収をされます。これはもう割合が決まっております、そのうちの4割が県民税分、6割が市町村民税分となっておりますので、その計算式に基づいて徴収した一定割合を県に払い込んでいただく形になっております。

**○脇谷委員** 分かりました。ということは、県のほうも、少額でもいいから納税していただければよいというスタンスでいらっしやるのでしょうか。

**○蛭原税務課長** 徴収の現場というのは、もちろん市町村によって本当にまちまちでございます。県としましては、県税の徴収職員の徴収技術を向上させるというのは当然のことなんですけれども、今、市町村と一緒に研修を、今年で言いますと11回開催しております。これも個人住民税対策の一つとして、市町村職員のスキルも上げるようにしておりますので、なかなか金額がどうだというのは一概には申し上げられませんけれども、基本的に税金というのは納期内に納める。もし滞納したとしても、特段の事情があれば、一定の期間の猶予とか、分割とかいった法制度がございますので、そういう法律にのっ

った形で徴収をするようには指導している状況でございます。

**○脇谷委員** ということは、市町村は同じレベルで個人へ対応しているということでしょうか。

**○蛭原税務課長** 市町村の職員のスキルは、まちまちですので、こちらの指導としては、しっかりと基本的なこと、考え方については説明をしております。また、そういう講義だけではなくて、実際に出向いて、市町村の職員と一緒に徴収のやり方について検討して、実際に徴収をしたりしておりますので、そういうことを繰り返しながら技術が均一化していくといいのかなと思っております。

**○脇谷委員** 分かりました。残念ではありますが未済額がゼロになるとは考えていないんですけれども、未済額が少しでも減るよということ、市町村のレベルを少し上げていただくといいかなと思っております。

**○蛭原税務課長** 個人県民税につきまして補足ですけれども、御承知のとおり、平成19年に所得税から住民税への税源移譲がございまして、滞納・未済額が劇的に増えました。それ以前は毎年大体、個人県民税の滞納・未済額が10数億円ぐらいあったんですけれども、税源移譲によりまして22億円ぐらいにまで増えました。実はそれ以降、ずっと対策を強化してまいりまして、6～7億円くらいまで落ちてきている状況です。確かに、ゼロにすることが目標ではございますけれども、非常に頑張っておりますし、どんどん下がってきておりますので、今途中だと受け止めていただければと思います。

**○二見委員** 今、市町村の職員の話もありましたが、我々には全体的な金額を示されているけれども、市町村でのばらつきがあるんですか。

もちろん自治体の規模によるかもしれないんですけども、件数、また個人当たりの金額とかも本当にばらばらだと思うんです。そこ辺は、我々には全然見えてこないことなんですけど、そういう課題があるんでしょうか。

**○蛭原税務課長** 26市町村ございますので、トップがいれば最下位もございます。金額と申すと、そもそも自治体の規模によってその未済額というの大きく変わってまいりますので、なかなか比較しづらいんですが、徴収率で比較しますと、いいところは90数%となっておりますけれども、少し落ちているところは80%台とか、やはりそれはございます。

そういった徴収率がちょっと低い市町村に対しては、そこを所管する県税事務所が当然認識しておりますので、そこに重点的に入り込むような形で、スキルアップに向けて、いろんな取組をやっていただいている状況でございます。

**○二見委員** 何のスキルを上げているんですか。

**○蛭原税務課長** 徴収スキルを上げていくということで、差押えをどうやってするのか、タイヤロックですとか、搜索ですとか、いろんな手法がございまして、そういったもののやり方・手順、それからどういうタイミングでやればいいのかといったような細かな技術指導なりをしながら、スキルアップを図っていったらというようなことでございます。

**○二見委員** 研修を年に11回行っているという話もありましたが、徴税というのは毎年のお話です。県の皆さんには異動がありますよね、それは市町村も一緒じゃないですか。そのときが勝負じゃないかなと僕は思います。やっぱり、研修してスキルを上げて、納付期限が切れた後から実際に動かないといけない話であって、何か少し悠長な感じもするなという気がするんです。

どのタイミングでとかいう話もありましたけれども、では実際、毎年延滞されて、対応してくれない方々もいるわけじゃないですか、それが3年たてば3年分たまっていく、ではどのタイミングでその対応をしていくか、それはもう次に引き継ぎながら、毎年、実際に実行しなければならぬことであって、実行した結果、何割できちんと結果が出たのかとか、そこをやっぱり追いかけていく必要があると思うんです。大変な仕事だと思いますが、大変でなかなか効率が上がらないのであれば、上がらないなりに何か対策を考えないといけないと思うんです。そこ辺まで踏み込んでいるのでしょうか。

**○蛭原税務課長** 委員のおっしゃるとおり、個別に見ていきますと、確かに職員の異動でどうしてもそれまで少し伸びてきたスキルがまた停滞するとか、そういった問題はございます。それはもう県においてもそうなんですけれども、ただ県の場合は職員が多数おりますので、周りでカバーしながらやっていくことができるんですが、小さい自治体になりますと、担当職員が1人とか2人しかいないような自治体もございます。こういうところでお一人替わる、下手するとお二人とも替わることになりまして、非常に厳しい状況があるというのは現実でございます。

ただ、私たちとしては引き続き、毎年こういう研修をやりながら、また座学だけでなく実践的なものもやりながら、体制が少し脆弱な自治体には——特に町村がほとんどになってくるんですけども、併任人事交流という制度もやっておりますので、極力、そういうものに入っていきながら、スキルが落ちないようにいろいろと支援をしている状況でございます。

**○二見委員** 研修の数じゃないような気がしま

す。やるべきことは研修じゃなくて、実際にどれだけ実行するか、アクションしかないと思うんです。アクションして、チェックして、アクションする。PDCAサイクルというけれども、2つ抜かないとしようがないでしょう。4ついろいろ検証するのではなく、やってすぐにフィードバックするぐらいどんどんやっていかないと。恐らく、現場がただいっぱいいっぱいになっているだけだとか——県としても現状、課題ををしっかり把握した上で、やっていらっしゃるんだと思いますけれども、効果的にじゃなくて、もっと現場に寄り添って、対応していったいただければなと感じます。

ちなみに、今回の不納欠損はどれくらい出ているんですか。

**○蛭原税務課長** 令和4年度の数字で申し上げますと、県全体では5,814万5,000円、個人県民税に限定して言いますと、3,957万8,000円が不納欠損となっております。

**○二見委員** その理由はどういうふうに処理したんですか。

**○蛭原税務課長** 不納欠損の場合は、例えば徴収をすることがこれ以上困難な場合に、まず、滞納処分の停止を行います。停止を行って3年間、滞納者の状況を見ながら資力が回復しているかどうかを判断します。そして、どうしても資力が回復しないとなった場合は、不納欠損として処理するという事でやっております。ただ、例えば、法人などで、いろいろと調査した段階で、既にその法人が解散しているといった場合はもう見込みがございませんので、そういう場合は、直ちに不納欠損の処理をしている状況でございます。

**○川添委員** 委員会資料の4ページで、教えていただきたいんですけれども、「諸収入」の貸付

金元利収入というのは、中小企業融資制度の分ということでよろしいでしょうか。

**○高妻財政課長** 委員御指摘のとおりです。ほとんどが中小企業からの融資の償還金です。

**○川添委員** 償還が始まってきたということですよ。

**○高妻財政課長** 償還開始の部分もありますけれども、金融機関との契約で、毎年度元本の利子分を預け入れて、それを返してもらうという行為がありますので、この返ってくる部分がほとんどだと思っていただければ結構です。

**○川添委員** 続いて、7ページ、歳入の県税収入です。コロナの影響も受けて、地方消費税などが伸び悩んできたと思うんですけれども、この中で個人事業税、法人事業税等、市況の影響を受けにくい業種の所得が堅調であったと説明がありました。これは具体的に——また、その下の段で円安の進行も影響しているということですが、市況の影響を受けにくい業種というのは、大分つかんでいらっしゃるんでしょうか。

**○蛭原税務課長** 市況の影響を受けにくい業種として、特に、太陽光発電のパネルを設置する事業をやっている業種ですとか、医療関係で言いますと、保険の適用にならないような、例えば歯科矯正とか健康診断とか、こういったものを中心にやっている業種等が、堅調に推移をしていたという状況でございます。

**○川添委員** 分かりました。また、円安進行の恩恵を享受できる業種は、例えばどういうところかつかんでいらっしゃいますか。

**○蛭原税務課長** 細かい業種まではつかんでおりませんが、円安が進むということは、輸出が盛んになるということですので、海外のほうにそういう事業を展開しているところが、特に影響を受けたものと思っております。

○川添委員 よく分かりました。

続きまして、62ページです。危機管理課ですけれども、避難訓練等で6市町11事業、また応急対策受援体制構築支援事業補助として6市町村ということですが、これは、例えば自治会などの防災組織なのか、市町村を挙げての防災訓練なのか、そこら辺はいかがでしょうか。

○渡邊危機管理局長 62ページの主な実績内容のところに「避難訓練等6市町11事業」とございますが、避難訓練につきましては延岡市、日南市、日向市、串間市、川南町、門川町でございます。

延岡市などは、大規模な防災フェスタとかの補助をしておりますが、串間市などは自主防災組織の防災訓練などの補助をしております。

○川添委員 宮崎市はどういったところですか。

○渡邊危機管理局長 宮崎市は避難訓練に関しましては、この補助事業は受けておりません。

○川添委員 この応急対策受援体制構築支援事業補助、また、この避難訓練に対する補助事業において、具体的にどんなことを補助されたんでしょうか。

○渡邊危機管理局長 まず、避難訓練に対する補助につきましては、避難訓練を行う事業といたしまして、市の総合防災訓練でありますとか、門川町などでは防災士スキルアップ研修などの避難訓練などの補助をいたしました。

また、応急対策受援対策構築支援事業につきましては、市町村が策定しております受援計画に掲載されている事業ということで、具体的には衛星携帯電話とか投光機とか、そのようなものを補助いたしました。

○川添委員 数的にも、もっとたくさんの防災組織がありますし、沿岸部の市町村はこれ以外にもありますので、引き続きここは支援を厚く

していくところではないかなと思います。

次に、66ページ、「県内の防災士の数」です。平成30年から着実に増えてきてはいるんですが、これは恐らく防災士の養成研修を合格されて、防災士に認定された方の人数ではないかと思えます。毎年、例えば御高齢の方などで亡くなったりする方と新しく認定された方がいるんですけれども、令和4年現在の実績数として、6,674人の防災士がちゃんといるのかどうか、確認されているんでしょうか。

○渡邊危機管理局長 防災士の上部団体のほうに登録してある数字ということで確認しております。亡くなられた方の数は除かれております。

○川添委員 実際の数として上部団体に確認していただいているということですが、自主防災組織に入って活動されている防災士の方と、入っていないで防災士という資格だけ持っていて、宝の持ち腐れといいますか、活動されていない防災士の方もよくいると聞いております。

県も防災士会を指導しながら、もっと防災士を活用して、災害へ備えた体制をしっかりとつくっていく道筋になればいいかなと思うのですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○渡邊危機管理局長 委員御指摘のとおり、地域で防災活動をされている防災士の方もいらっしゃる、防災士の資格を取られまして、企業とかまた福祉施設とかで活躍されている方もいらっしゃると思います。

また、最近学生なども資格を取得されているようでございます。県といたしましても、防災士スキルアップ研修の御案内等をいたしまして、地域防災活動に積極的に参画していただくよう努めてまいりたいと思います。

○脇谷委員 委員会資料10ページの地方交付税

の中の普通交付税が「全国総額の減に伴う減」、特別交付税が「全国総額の増に伴う増」と記載されていますが、これは特別交付税が増えると普通交付税が減るとか、そういう意味ではないと思うんですけれども、この関係性というのはどうなっているのでしょうか。

○高妻財政課長 交付税の中身の話でございます。全体で必要な交付税の額があって、そのうちの6%が特別交付税というふうに現在の法律で決まっております。その中の話でございますが、一定のルールに基づいて特別交付税も算定されていきますので、その算定される場合、例えば、災害等が多く発生しているという事情があれば、その6%の中でも額が上がることになると思っています。

○脇谷委員 では、普通交付税がこんなに減額されたのはどういうことでしょうか。

○高妻財政課長 ここは前年度と比較した増減額でございます。

確かに、1年間の総額の6%というのは、全体額が増えたり減ったりすれば変わってきますが、これは前年度と比べて動いているということでありまして、前年度とはそもそも元になる額が違っております。そういうふうに理解していただければと思います。

○脇谷委員 ということは、この地方交付税は前年度と比較して増減はありつつも、大体同じぐらいということでもいいんですか。

○高妻財政課長 はい、これはもう全体論になるんですけれども、一般財源で表現させていただきますと、一般財源の総額というのは2024年度まで同水準にするという政府の方針がございまして、社会保障関係費が少しずつ伸びたりすると増えていく部分もあるんですが、基本的に同水準で、今、維持されている状態になってい

ます。これが2024年度まででございます。

○脇谷委員 分かりました。もう一つ、12ページで、土木費国庫補助金が多少減っているんですが、これは「社会資本整備総合交付金事業の減等」ということで、詳細はどうなっているのでしょうか。

○高妻財政課長 もう少し分かりやすく言いますと、国土強靱化に係る事業費が変わっているということです。

少し細かい話をさせていただきますと、国土強靱化5か年計画が始まったのが、令和2年度の補正予算からでございます。この予算は、翌年度に繰り越されて執行されますから、決算は令和3年度に上がってきます。令和3年度以降の国土強靱化事業も、同じように補正予算で上がって、翌年度に繰り越されます。

そのときに、国土強靱化5か年計画の初年度であった令和2年度の補正で、かなり大きな額が地方に措置されたということでございます。そこが平年化したというのがそれ以降の話で、これが土木費国庫補助金の減額に大きく関係しているという意味です。

○脇谷委員 分かりました。

○坂本委員 委員会資料66ページの危機管理課の「施策の指標等」について教えてください。

「自主防災組織活動カバー率」が平成30年が86.8%、翌年が87.3%で翌年87.2%と下がって、その次は87.0%と下がっていますけれども、これは何らかの事情で自主防災組織がなくなったということでしょうか。

○渡邊危機管理局長 この「自主防災組織活動カバー率」は、自主防災組織が活動範囲としている地域の世帯数が、県内の全世帯のどの程度を占めているかということになりますので、例えば全体世帯数が減って、活動範囲の世帯数は

変わらなければ、上がることになります。

○坂本委員 では、必ずしも積上げ式ではないということで理解していいんですかね。

○渡邊危機管理局長 委員御指摘のとおりでございます。

○坂本委員 これは私だけではなくて、以前からいろんな議員の方が指摘なさっていることでもあるんですけども、この「施策の指標等」に3つ掲げてあるんですが、これが実際に県の防災・減災対策が進んでいることの実態に本当に即しているのかなという思いがあります。

この「自主防災組織活動カバー率」で言うと、実態としては、例えば、平成30年に自主防災組織で活動なさっていた方が、5～6年たつと、当時65歳の方は70歳になっている、70歳の方は75歳になっているということで、かなり高齢化していて、カバーはしているものの、実際の活動としてはあまりよくなっていないというか、進捗していないというふうに見受けられるんです。

私は、ここにもう1つ、2つ新しい指標を入れていく必要があるんじゃないかなと思っています。自主防災組織がカバーしているというのは分かるんだけど、本当に活動されているのか、被災したときに本当に役に立つのかというのは、また別物だと思うんです。

それから、その施策が進捗しているかどうかを図るための指標。これは、今後新たに考えていただくことを提案したいのと、もう一つ、先ほど川添委員も言われましたが、防災士についても、かなりいろんなところ、地域でも職場でも啓蒙されている、県からも啓蒙していただいていますので、恐らく数は増えているんですけども、果たして活動しているのかというと、これが現実そうでもなくて、その防災士の資格を取った方たちを生かしていくための取組とい

うか、それも一つの指標として、何かやっていく必要があるんじゃないかと思うんです。

そういうことで、施策の進捗等について、もう少し細かい、役に立つための指標の設定が今後必要ではないかと思っております。いかがでしょうか。

○渡邊危機管理局長 委員御指摘のとおり、特に「自主防災組織活動カバー率」については、実態を表しているのかという御指摘もいただいているところでございます。

この目標値が令和4年度までになっておりますけれども、次の新しいアクションプランにおきましては、この「自主防災組織活動カバー率」は項目から外させていただきまして、代わりに市町村受援計画——市町村が災害受援計画をつくるのですが、今26市町村全てはつくっていないものですから、それをこの次のアクションプランの期間内に全部つくるという目標に変えさせていただいたところでございます。

また、2点目の防災士につきましても、高齢化などもございますので、やはり若い方々の参加とか、そのようなことも今後検討していかなければならないと思いますし、実効性のある指標になるように、これ以外のものにつきましてもしっかりと検討してまいります。

○坂本委員 あと、64ページの新規事業「防災情報システムのデジタル強靱化」について、市町村との連携強化のために行われていると説明いただいたと思うんですが、このデジタル強靱化の中身として、共通のシステムを使うということでしたでしょうか。

○渡邊危機管理局長 委員御指摘のとおり、これまで市町村と県だけでつながってございましたが、防災の支援システムは、いわゆる発令情報とか避難者が何人いるとか、被害がこれだけあった

ということを市町村から県に報告いただいて、消防庁に報告するものでございました。

一方、令和2年から地図上に道路や河川の状況が出て、災害の状況などが分かるような防災情報共有システムというのを入れておまして、これは、そういった道路情報などを市町村と県、あと九州電力や気象庁、国土交通省等、関係機関を結ぶものでございます。

この2つのシステムがあったんですけども、防災情報を分析するためには、被災のデータが必要になってまいりますので、これまで市町村の方に、防災の支援システムに入れていただいていた避難情報等のデータを、今度は、防災情報共有システムに入れていただくようにしたことで、地図上で被害状況などが分かるようになって、情報が共有できるようになりました。

また、先ほど二見委員から通信関係で御質問がございましたが、この防災情報ネットワークという強固なシステムでつながっている部分と、インターネットでつながっている部分がございまして、そういう意味では回線が複数あると大変よろしいのではないかと思います。また、市町村だけではなく、関係機関と県の情報共有ができるようになりましたし、市町村の方も、今までは2つのシステムを覚えなかつたのが、1つだけでよくなりました。

昨年、実際にこの事業をスタートさせていただきましたが、先日の台風第6号の災害の際も、大変効率的に仕事ができたと考えております。

**○坂本委員** 先日、防災減災・県土強靱化特別委員会で参考人を招致しまして、危機管理課からも聞きに来ていただきました。そのとき参考人のほうから提案があったことで、今おっしゃった市町村と県との間での情報共有、情報システムを共有化させるということと併せて——今、

課題として、実際に発災したときに避難活動に関わる消防・警察・自衛隊、それぞれが独自のシステムを使っているために、いざ情報を共有するときに混乱を来たして、うまくいかないという実例を踏まえて、過去に被災された経験のある方たちからアドバイスがあったものですから、今後の課題として、県が主導して、今申し上げました消防・警察・自衛隊まで含めて、県の中で同じようなものを見て、災害対策に当てられるような方法を構築していただきたいと思います。と思っていますが、いかがでしょうか。

**○渡邊危機管理局长** 委員御指摘のとおり、災害時の情報共有は、大変重要なことと考えております。国のほうでもシステムの統一や共有化など、いろいろ考えているようでございますので、しっかり情報収集しながら対応してまいりたいと思います。

**○坂本委員** もう一つ教えてください。58ページの恩給は、今どれぐらいの方が対象になられているのでしょうか。

**○清藤総務事務センター課長** 58ページの表の上のほうの(目)恩給及び退職年金費につきましては、受給者の方が3名です。

**○坂本委員** 3名ですか。

**○清藤総務事務センター課長** 3名です。下のほうの(款)警察費の(目)恩給及び退職年金費に係る受給者数としては、令和4年度決算ベースで総勢35名となっております。

**○坂本委員** では、執行率が8割ということは、対象が4名だったけれども、1名いらっしやらなくなったということですか。

**○清藤総務事務センター課長** この不用額につきましては、先ほど申し上げた3名の方は令和4年度生存されているんですが、例えば悪いんですけれども、もしこの方たちが、その年度の

1月、2月、3月に亡くなったときには、その年次、月までをその年度内に支払わなければならないので、予備費として押さえている金額になります。

**○二見委員** 財政課長から先ほど説明いただいた交付金について、私も気になっていたんですが、今回、臨時財政対策債がかなりの額減っていて、13ページの説明欄には「全国総額の減に伴う減」とあるんですけれども、先ほどの地方交付税にしても、この臨時財政対策債にしても、いわゆる財政需要等に関しての総額が決まっている話なのかなと思ったんです。何が全国で減になったということなんでしょうか。

**○高妻財政課長** 先ほど少し言葉が足らなかった部分がございます。私は「一般財源の総額」という言葉を使ったんですが、これは、大きな部分で言うと、まず税収があって、そしてそこで財政需要をはかって、足りない部分が交付税になっていく、大体こんな仕組みでございます。

その中の税収が伸びていくと、相対的に交付税は減ってまいりますので、そういった話でございます。全体の一般財源の総額というのは、ほぼ同水準としていくという政府の方針がございますので、これは若干伸びてはきていますけれども、ほぼ同水準で推移をしている。税収が伸びると、交付税が少し必要なくなるという意味でございます。

**○二見委員** その中でも臨時財政対策債というのは、要するに交付税措置ができない部分を、これで賄っていたということだと思んですが、交付税措置ができる部分だけで賄えるようになってきたということですか。

全国的に、ここ2年ぐらいの税収が上がっている中で、今まで、この臨時財政対策債というのは、地方にとってはありがたいとはいえ、県

債の中でもよく分からないものだったわけです。しかもそれを交付税措置をするというのは、今までの積み重ねも考えると、どんどん積み重なって行って膨れ上がっているはずなのに、増えないという不思議なシステムになっているんじゃないかなと思ったんです。しかも税収が増えたのは去年だけじゃなくて、たしか一昨年も増えたと思うんです。ここら辺がよく理解できなくて、どういうことなのかなと思うんです。

**○高妻財政課長** 臨時財政対策債というのは、おっしゃるとおりもともとは交付税でした。

交付税特別会計というところから出していきますけれども、そこのお金をいわゆる所得税や法人税、消費税など、基幹税の一部で賄うというのが交付税のルールなんです。この財源だけではやはり賄い切れなかったというのがこれまでの経緯です。

それで、発行した臨時財政対策債が相当たまっていて、うちの県だけでも、最大4,000億円ぐらいまでたまっていたわけです。

しかし、税収が好転し始めると、国の中での話ですけれども、交付税特別会計に繰り入れていただける「法定率」と我々は言うのですが、この財源がだんだん上がってまいります。

その部分で、収支不足というのが実質ないような状態が最近起こっています。ですので、臨時財政対策債の大幅な減というのは、令和元年度、令和2年度がそういう状況でございまして、令和3年度については、当初の段階では臨時財政対策債を相当発行したんですけれども、後に追加交付税があって、これを償還しなさいという話もあったぐらい、実質的にはそこも収支が取れてきたと。令和4年も同じ状況であるということで、ここ4～5年ぐらいずっと臨時財政対策債の発行額は落ちてきています。

今、我々が起債している臨時財政対策債というのは、過去の臨時財政対策債の元金と利子の償還に充てるために起こすものだけでございまして、現在のように非常に少ない額になってきていると思います。この状況が続けば、これもいずれなくなっていくと考えています。

**○福田副主査** 委員会資料8ページの「増減の主なもの」の軽油引取税で、説明欄に「トラックの燃費改善及び物流の効率化の推進に伴い」と書いてあるんですけれども、今、ガソリンの高止まりが続いている中で、もっと強化するべきじゃないかと思うんですけれども、燃費の改善とか物流の効率化というのは、具体的にどういうことでしょうか。

**○蛭原税務課長** まず燃費改善というのは、車両の性能が上がってきて、年々、燃費がよい車になってきているという意味でございまして。

それから、物流の効率化というのは、今、運送業界ではトラックのみでの輸送だけでなく、鉄道とか、船とか、そういったものを活用したり、また、複数の業者が連携して互いの荷物を集約化して運ぶなど、搬送に無駄をなくす取組がなされておりますので、そういったことで軽油を使う量が少しずつ減ってきて、それが税収に反映されてきているということでございます。

**○福田副主査** 先週、運送会社の視察に行ったんですけれども、意外とそれはあまり表に出していないんですが、大きく響いているような感じがありました。ぜひ強化を図ってほしいなと思います。

それから、危機管理課、62ページです。「大規模災害に備えた減災・応急体制強化支援」の主な実績内容等とあるんですけれども、この実績の内容が全てではないですよ。

**○渡邊危機管理局長** こちらの「避難場所等の

整備に対する補助」、それからその下の「避難訓練に対する補助」を合わせまして972万円になります。その右下の「応急対策受援体制構築支援事業の補助」で167万9,000円となります。それ以外にも、例えば、南海トラフ10県知事会議であったり、いろんなほかの事業もこの事業に入っておりますので、主な事業としてこれを挙げさせていただいているところでございます。

**○福田副主査** 災害の出そうなところとかを県で検討されて、アドバイスとか何かされるんですか。そういうのは何もされないで、自治体から手が挙がっているのですか。

**○渡邊危機管理局長** この補助事業につきましては、市町村から手が挙がるものでございます。決して沿岸市町だけではなくて、中山間地、内陸のほうも結構ございますので、例えば三股町も、指定避難所の看板設置などで補助事業を使っておられます。

**○福田副主査** 「南海トラフ」というのはいつも出てくるんですけれども、気持ち的にはどんどん本気度が出てくる内容じゃないかと思うんですが、そこら辺の感じを局長はどう感じているのでしょうか。

**○渡邊危機管理局長** 南海トラフ地震が30年以内に何%とか言われておりますけれども、いつ起こるか分からないというところです。

私は発生に備えて、枕元に携帯を置いて寝ないといけない立場なんですけれども、そういう意味では、やはりいつ起こるか分からないという意識は出てまいりました。

ただ、このあたりにつきましても、しっかり啓発などをやっていかないと、危機意識というものはなかなか醸成していかないと思いますので、引き続き県民への啓発などを進めていきたいと思っております。

○**福田副主査** 私が感じるのは、こういうことをやったという報告だけではなくて、その内容をしっかり見ないと、真剣度が無いものを何回やったとしても全然効果がないと思っています。ですから、どういうことをやったかについてチェックまで行うようにしたほうがいいと思いますが、どうでしょうか。

○**渡邊危機管理局長** 例えば、津波避難タワーなどにつきましては、私も視察に参りましたし、こういう避難訓練をしているとか、そういう部分につきましては、市町村の方から御意見を伺ったりしているところでございます。

また、県の防災訓練もございますので、しっかり現場を見ながらやっていきたいと思っております。

○**福田副主査** 局長の言われるとおり、現場を視察して状況を確認して、是非、防災活動を推進していただきたいと思っております。

それから、68ページからの消防保安課ですが、委託料の不用額が300数万円とあり、69ページにも委託料で200数万円とあるんですけれども、委託業務を選定するまでの手順を教えてください。

○**寺田消防保安課長** 委託料について、初めの327万8,976円ですが、これは災害や突発的な原因で通信施設、その周辺機器が故障した場合に備えて、その補修や点検を行うためのもので、その執行残になります。委託業者は入札等を行いまして、決定しています。

○**福田副主査** 私が聞きたかったのは、その発注に至るまでにチェックを受けて、そこに発注していくんですよというのを、参考までに聞きたかったんですけれども、委託先は、既に決まっているのですか。

○**寺田消防保安課長** 初めの通信に関する委託につきましては、随意契約することもありますし、入札を行う場合もあります。

また、次のページの委託業務につきましては、危険物取扱者の免状や消防設備士の免状の作成に係る委託であります。これは一般財団法人消防試験研究センターに委託しておりまして、1者による随意契約となっております。

○**川添委員** 先ほどの財政課長の説明で、臨時財政対策債が大きく減っているということで、これは15ページのグラフに表れているのかなと思うんですが、一方で16ページのグラフでは、臨時財政対策債が減る中で、それ以外の県債が増えてきていると。

また、一方で、県の基金の残高について、増やしていきたいところが、少し減少になっているわけですが、これは臨時財政対策債の減少で、その他の県債が増えているということになるんでしょうか。

○**高妻財政課長** 臨時財政対策債以外の県債は、いわゆる普通債と我々は呼んでいますけれども、一番シンプルなのは土木債です。やはり国土強靱化関係の予算が年々出てきておりますので、ここに積極的に今投資をしている状況にございます。

ですので、臨時財政対策債が減っている一方で、土木債を中心にした普通債が増えてきて、今この現象が起きているということでございます。

基金との兼ね合いで申しますと、この基金はどちらかというと、その年度間の財政調整のために持っているお金ですから、県債残高の消化の部分は確かにあるんですけれども、そこと直接リンクしている部分ではないとお考えください。毎年の予算編成のために必要な額が変わってきているということです。

○**川添委員** 財政の健全化判断ということで、18ページの「実質公債費比率」、「将来負担比率」

等の数値としては、健全化基準を一応クリアしているということになるんですか。

○高妻財政課長 はい、御指摘のとおりです。早期健全化基準を大きく下回った水準だということでございます。

○川添委員 参考のために、来年度以降またいろいろな情勢の変化もあると思うんですけれども、経済状況も回復して税収も増えていく中で、この基金の積上げの見通し——これは、財政調整のための基金ということですが、また、県債の増加傾向の部分は、この流れでいきますと、引き続き普通債が増えていくという見通しになるのでしょうか。

○高妻財政課長 先のことは分からない部分がありますので、今の段階の推測ということでお伝えいたしますと、委員のおっしゃっていることに近いと思っています。普通債がやはり少し増えていく。

我々としては、この増える速度を少し鈍化できないかと考えておりますけれども、そこは償還との兼ね合いもありますので、予算を編成してみないと分からない部分です。

いずれにしても、長期的に県債については今の水準を大きく上回ることはないように、しっかり管理してまいります。

○川添委員 16ページのグラフを10年前に遡ってみますと、非常に分かりやすく、県債を着実に減らしながら基金も維持してやってきたというのが見えています。いろいろと歳出も多い中ですが、財政健全化の水準維持を、ぜひまた御努力いただけるといいかなと思います。

○山下主査 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下主査 それでは、以上をもって総務部を終了いたします。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。暫時休憩いたします。

午後3時17分休憩

---

午後3時21分再開

○山下主査 分科会を再開いたします。

それでは、来週の月曜日の分科会は午前10時に再開し、総合政策部の審査から行うことといたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下主査 何もありませんので、以上をもって本日の分科会を終了します。

午後3時21分散会

令和5年10月2日(月曜日)

午前9時59分再開

人権同和対策課長 中村洋介  
国スポ・障スポ準備課長 塩田康一  
競技力向上推進課長 岩切正義

出席委員(6人)

主 査 山下 寿  
副 主 査 福田 新一  
委 員 二見 康之  
委 員 川添 博  
委 員 坂本 康郎  
委 員 脇谷 のりこ

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

会計管理局

会計管理者兼 長 倉 佐知子  
会計管理局長  
会計管理局次長 朝 稲 晃  
会計課長 川 口 千鶴  
物品管理調達課長 堀 一 博

人事委員会事務局

事務局 長 田 村 伸 夫  
総務課 長 小 園 浩 孝  
職員課 長 森 山 紀 子

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長 重黒木 清  
政策調整監 田 中 克 尚  
県参事兼総合政策部次長  
(政策推進担当) 児 玉 浩 明  
総合政策部次長  
(県民生活・サミット担当) 坂 元 修 一  
部参事兼総合政策課長 中 尾 慶 一 郎  
広域連携推進室長 川 越 勉  
部参事兼秘書広報課長 長 友 修 一  
広報戦略室長 須 波 勇 一 郎  
統計調査課長 伊 福 隆 徳  
総合交通課長 佐 野 晃 浩  
中山間・地域政策課長 湯 地 正 仁  
産業政策課長 守 部 丈 博  
デジタル推進課長 甲 斐 慎 一 郎  
生活・協働・  
男女参画課長 牛ノ濱 和 秀  
交通・地域安全対策監 西 丸 日出男  
みやざき文化振興課長 堀 尚 子

監査事務局

事務局 長 米 良 勝 也  
監査第一課長 山 崎 博 信  
監査第二課長 日 高 栄 治

議会事務局

事務局 長 渡久山 武 志  
事務局次長 鬼 川 真 治  
総務課 長 阿 萬 慎 治  
議事課 長 福 島 久 大  
政策調査課長 牧 浩 一

事務局職員出席者

議事課主任主事 木 村 結  
政策調査課主任主事 高 山 紘 行

○山下主査 分科会を再開いたします。

それでは、令和4年度決算について部長の説明を求めます。

○重黒木総合政策部長 総合政策部でございます。本日もよろしくお願いたします。

それでは、座って説明いたします。

令和4年度の決算につきまして、お手元の決算特別委員会資料に基づきまして、説明させていただきます。

委員会資料の3ページを御覧ください。

これは、前の県の総合計画「未来みやざき創造プラン」のうち、総合政策部に関係します主要施策につきまして、体系表にしているものがございます。

この体系表に基づきまして、右側の「施策の柱」ごとに概要を説明させていただきます。

まず、「人づくり」の分野でございます。

「教育を支える体制や環境の整備・充実」といたしまして、産業人財の育成・確保に向けて、県内の産学官との連携を強化した取組を進めたほか、私立高校生等を持つ世帯の教育費の負担を軽減するための支援や、私立学校の経営安定化を図るための人件費等の経常的な経費への補助などを行ったところでございます。

次に、「文化の振興」では、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける中でございましたけれども、感染対策を講じながら県民の文化活動の推進や鑑賞機会の提供などに努めたところであります。

その下の「スポーツの推進」ですが、本県で開催されます国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会に向けまして、開催準備を進めるとともに、県有スポーツ施設の整備を進めたところでございます。

次の4ページを御覧ください。

このほかスポーツにつきましては、少年種別の主力でありますターゲットエイジや社会人ア

スリートなどに支援を行い、本県の競技力向上に努めたところでございます。

次に、「男女共同参画社会の推進」では、男女共同参画センターにおける各種講座の開催や、「みやざき女性の活躍推進会議」による講演会等を実施するとともに、性暴力被害者支援センター「さぽーとねっと宮崎」におきまして、相談、カウンセリング等の支援を行ったところでございます。

次に、「NPOや企業、ボランティア等多様な主体による社会貢献活動の促進」であります。NPOや企業などの多様な主体が協働して行う提案公募型事業の実施や、「みやざきNPO・協働支援センター」における研修等の実施を通じてNPO活動や協働の取組の促進を図ったところであります。

その下の「人権意識の高揚と差別意識の解消」では、大学やNPO・企業等と連携し、様々な人権啓発事業を行ったほか、県民が主体的に研修に取り組むためのリーダーの育成に取り組むなど、さらなる人権意識の高揚を図ったところであります。

次に、「くらしづくり」の分野でございます。

まず、「安心して快適な生活環境の確保」ですが、消費生活センターにおきまして、消費生活相談員による助言やあっせん等により、消費者被害の未然防止や問題解決の支援に努めたところであります。

その下の「地域交通の確保」につきましては、県民の日常生活に不可欠なバス路線を維持するため、バス事業者には運行費等を補助するとともに、新型コロナの影響を受けた交通事業者等の経営安定化を図るため、利子補給などの支援に取り組んだところであります。

5 ページを御覧ください。

「ICTの利活用及び情報通信基盤の充実」では、マイナポイントの取得促進やマイナンバーカードの安全性に関する啓発を行いました。

また、行政手続のオンライン化をはじめ、事務作業を自動化できるRPAや文字情報の自動読み取り機能であるAI-OCRの導入支援など、デジタル技術の活用により、業務の効率化や働き方改革の一層の推進を図ったところであります。

また、「持続可能な中山間地域づくり」では、地域課題について住民同士で話し合うワークショップを開催したほか、課題解決に取り組む地域や移動スーパー等に取り組む事業者への支援などを行ったところであります。

次に、「連携・絆の構築による魅力ある地域づくり」であります。本県への移住をさらに促進するため、宮崎ひなた暮らしUIJターンセンターにおいて、移住・就職相談員を配置し相談対応等を行うとともに、移住支援金の支給や移住者向けの空き家改修など市町村の取組を支援したところであります。

次に、「安全で安心なまちづくり」では、学校や保育所等へのアドバイザーの派遣等により意識啓発等を図りまして、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に努めたところであります。

また、「交通安全対策の推進」といたしまして、マスメディアを活用した効果的な広報・啓発を行い、交通安全意識の向上に取り組むとともに、高齢運転者の制限運転の取組を行う市町村に対し、必要な支援を行ったところであります。

次に、6 ページを御覧ください。

「産業づくり」の分野についてであります。

まず、「産業間・産学金労官連携による新事業

・新産業の展開」では、フードビジネスをはじめ、様々な分野において商品開発や生産性向上、働きやすい職場づくり等への支援を行うとともに、急速に加速化するデジタル化に対応するため、ウェブ物産店の開催、クラウドファンディング、eコマースに取り組む事業者の伴走支援等を行ったところであります。

次の「商業・サービス業の振興」では、県内産業のデジタル化を推進するため、事業者の啓発・理解促進に向けたDXセミナーや人材育成のためのDX実践研修、デジタル技術等を導入するための補助事業などに取り組んだところでございます。

次の「観光の振興」では、宮崎の神話や神楽など、「みやぎきの宝」の魅力発信による「神話の源流みやぎき」ブランドイメージの浸透や、神楽の継承意識の向上などに努めたところであります。

次に、「県境を越えた交流・連携の推進」では、大分県等と連携しまして、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークや世界農業遺産等の魅力発信を行うなど、認知度向上を図ったところであります。

次の「地域や企業を支える産業人財の育成・確保」につきましては、若者の県内定着を促進するため、県内企業と連携して奨学金の返還支援に取り組むなど、産業人財の確保に努めたところであります。

次に、「交通・物流ネットワークの整備・充実」につきましては、物流の効率化を推進するため、陸上輸送から海上輸送へ転換した貨物に対する支援を行ったほか、本県の交通物流網を維持するため、燃料高騰やコロナ禍において厳しい経営状況に置かれた交通・物流事業者に対する支

援などを行ったところであります。

また、県内鉄道の維持を図るため、市町村等が実施する利用促進の取組を支援するとともに、鉄道事業者に対する要望活動を行ったところであります。

さらに、航空ネットワークの維持・活性化を図るため、航空会社と連携した利用促進に取り組むとともに、国際チャーター便の運航支援、空港ビルの利便性向上・感染防止対策などを行ったところであります。

次に、7ページを御覧ください。

「その他」の分野でございます。

まず、「重要施策の総合企画と総合調整」では、全国・九州地方知事会等を通じて、各県と広域連携の強化を図り、県境を越えた広域的な地域課題について、具体的施策の検討を行ったほか、地方税財政常任委員会の委員長として、国に対して要望活動等を行いました。

また、長引くコロナ禍や原油価格・物価高騰からの県民生活及び経済活動の本格的な回復と、さらなる活性化に向けた施策を安定的かつ機動的に展開するため、「宮崎再生基金」を設置したところであります。

そのほか、令和5年4月に開催されましたG7宮崎農業大臣会合の成功に向け、必要な支援や機運醸成等に取り組んだところであります。

次の「県民目線による行政サービスの向上」では、県政への理解促進のため積極的に情報発信を行うとともに、知事とのふれあいフォーラム等を通じて、県民の皆様の様々な意見を幅広く伺うなど、対話と協働による県政の推進を図ったところであります。

最後に、「各種統計調査の実施」であります。就業構造基本調査など各種統計調査を実施し、

行政施策の立案等に必要な基礎資料の収集を行ったほか、統計グラフコンクールや統計出前授業の開催などにより、統計の普及啓発を図ったところであります。

次に、8ページを御覧ください。

令和4年度の決算の状況についてであります。

総合政策部といたしましては、一般会計・特別会計を合わせて、この表の一番下の合計の欄でございますが、予算額264億2,038万円、支出済額258億6,137万6,749円、翌年度繰越額1億3,220万3,000円、不用額が4億2,680万251円となりまして、執行率は97.9%で、翌年度への繰越額を含めると98.4%であります。

そのほか、監査における指摘事項等について、報告すべき事項はございませんが、福岡事務所におきまして、契約事務における注意事項が1件ございました。

また、お手元の「令和4年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書」におきまして、留意事項が1件ございました。

詳細につきましては、後ほど担当課長から説明いたします。

**○山下主査** 部長の概要説明が終了しました。

これより、総合政策課、秘書広報課、統計調査課、総合交通課、中山間・地域政策課、産業政策課、デジタル推進課の審査を行います。

令和4年度決算について各課の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

**○中尾総合政策課長** 総合政策課の令和4年度予算に係る決算状況について御説明いたします。

令和4年度決算特別委員会資料の8ページを御覧ください。

総合政策課は、一般会計と開発事業特別資金特別会計の2つの会計がございます。

まず、一般会計につきましては、表の一番上の段、総合政策課のところではありますが、予算額38億1,483万8,000円に対しまして、支出済額38億21万257円、不用額は1,462万7,743円、執行率は99.6%となっております。

次に、開発事業特別資金特別会計であります。表の下から2段目ではありますが、予算額1,448万9,000円に対しまして、支出済額1,180万4,028円、不用額は268万4,972円、執行率は81.5%となっております。

次に、9ページを御覧ください。

当課の決算事項別の明細は、9～11ページに掲載しております。このうち、目の不用額が100万円以上のもの、または執行率90%未満のものについて御説明いたします。

9ページの上から3行目の(目)企画総務費の不用額961万2,741円であります。この不用額の主なものは、中ほどの旅費や需用費、役務費、使用料及び賃借料などでありまして、主に、県外3事務所において、新型コロナの影響による出張やタクシー利用の実績が見込みを下回ったことなどによるものであります。

次に、10ページを御覧ください。

上から2行目の(目)計画調査費の不用額501万5,002円であります。この不用額の主なものは、中ほどの需用費や使用料及び賃借料であり、主に、本年4月に開催されましたG7宮崎農業大臣会合の開催経費のうち、印刷代や会場使用料等の実績が所要見込み額を下回ったことによるものであります。

次に、11ページを御覧ください。

開発事業特別資金特別会計の不用額268

万4,972円、執行率81.5%であります。この不用額の主なものは、下から4行目の「他会計繰出金」であります。これは、この繰出金を財源としております当課の水素エネルギー利活用促進モデル事業のほか、環境森林部及び農政水産部が所管する事業費が所要見込み額を下回ったことによるものでございます。

次に、特別会計の歳入決算について御説明いたします。

資料を替えていただきまして、令和4年度宮崎県歳入歳出決算書を御覧ください。

前のほうが一般会計で、後ろのほうが特別会計となっておりますが、スライドの28枚目、特別会計の10ページをお開きください。

開発事業特別資金特別会計であります。

上の表が歳入になります。歳入の表の一番下、歳入合計ですが、調定額1,448万9,100円に対しまして、同額が収入済であり、収入未済額はゼロとなっております。

特別会計の歳入決算は以上でございます。

続きまして、令和4年度の主要施策の成果について御説明いたします。

決算特別委員会資料にお戻りいただきまして、12ページを御覧ください。

「その他」といたしまして、(1)、重要施策の総合企画と総合調整であります。

「総合企画調整」といたしまして、全国知事会や九州地方知事会において国への提言等を行ったものであり、知事が委員長を務める地方税財政常任委員会では、国の地方財政対策や税制改正等に地方の意見の反映を図るなど、重要な役割を果たしたところであります。

「総合計画等推進」では、アクションプランに基づく取組の政策評価、新たな総合計画策定

に係る審議会開催や県民意識調査、連携協定を締結している神戸市との交流事業などの取組を実践したところであります。

13ページを御覧ください。

「地産地消県民運動促進」では、ショッピングセンター等5か所での企画展、「ジモ・ミヤ・ラブ」のキャッチフレーズを活用した地産地消の推進やホームページ等での情報発信を行ったところであります。

次に、「宮崎再生基金積立金」では、コロナ禍や原油価格・物価高騰からの県民生活及び経済行動の本格的な回復とさらなる活性化に向けた施策を機動的かつ継続的に展開するため、新たに基金を設置し、積み立てたところであります。

物価高騰等の影響が長引いていることも踏まえ、引き続き、必要な対策を講じてまいります。

次に、「水素エネルギー利活用促進モデル」ですが、水素を活用した再生可能エネルギーの利用を目指す「みやざき水素スマートコミュニティ構想」を推進するため、イベントでの普及啓発や、水素に関する先駆的な研究への支援により、水素の利活用に向けた取組を行ったところであります。なお、この事業は、開発事業特別資金特別会計からの繰入金を財源としております。

最後に、14ページを御覧ください。

「G7宮崎農業大臣会合開催支援」ですが、令和5年4月に開催されました「G7宮崎農業大臣会合」の成功に向け、国や宮崎市とも連携しながら、会場展示や歓迎レセプション等のおもてなし行事、広報・PRによる機運醸成等に取り組んだところであります。

今後は、開催の成果を生かし、本県のさらなる農業振興、人材育成等につなげてまいります。

主要施策の成果につきましては以上であります。

す。

最後に、令和4年度宮崎県決算審査意見書について御説明します。

スライドの52枚目、別冊の44ページをお開きください。

開発事業特別資金特別会計について、「資金の趣旨を踏まえ、将来を見据えた有効活用が望まれる」との意見であります。

現在、当資金は、九州電力からの株式配当を原資に、新エネルギーの普及・促進等に必要な事業に使用することとしており、毎年度、宮崎県開発事業特別資金審議会にて審議いただいた上で、活用事業を決定しているところであります。

今後も審議会の意見等を踏まえながら、引き続き、資金の有効活用に取り組んでまいります。

最後に、監査における指摘事項については、特に報告すべき事項はございません。

**○長友秘書広報課長** 秘書広報課の令和4年度予算に係る決算状況等について御説明いたします。

決算特別委員会資料の8ページをお願いいたします。

上から2段目の秘書広報課の欄を御覧ください。予算額5億74万8,000円に対しまして、支出済額が4億9,618万513円、不用額が456万7,487円であり、執行率は99.1%となっております。

次に、16ページをお願いします。

当課の決算事項別の明細は、16～17ページに掲載しております。

このうち、目の不用額が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

16ページの上から3行目、(目)一般管理費の

不用額282万6,577円でございます。この不用額の主なものは、中ほどの行の旅費144万1,425円でございます。これは、新型コロナの影響で知事・副知事の県外出張の実績が見込みより少なくなったことなどによる執行残でございます。

次に、17ページをお願いします。

(目) 広報費の不用額174万910円でございます。この不用額の主なものは、中ほどの行の役務費40万6,188円と、その下の行の委託料63万562円でございます。これは、主に知事の記者会見に関するオンライン映像配信の専用回線使用料や手話通訳派遣委託料等の実績が見込みより少なくなったことによる執行残でございます。

決算事項の説明は、以上であります。

続きまして、令和4年度の主要施策の成果について御説明いたします。

18ページをお願いいたします。

その他(県政一般)の(2)、県民目線による行政サービスの向上であります。

まず、「広報活動」につきましては、広報紙「県広報みやざき」を年6回発行、また、新聞広報の「県政けいじばん」を年24回掲載、テレビ・ラジオ放送として「おしえて!みやざき」などの県政番組を放送したほか、県ホームページやSNS・パブリシティー活動等を通し、様々な情報発信を行うなど、各広報媒体の特性を生かし、効果的・効率的な県政情報の発信を行ったところであります。

また、広報の専門家と連携した広報力の強化や研修等による職員の広報マインドの醸成、スキルの向上にも取り組んだところであります。

今後は、各種広報媒体の一層の充実や、SNSを活用した県ホームページ等の既存広報媒体への誘導などを通し、県政情報を幅広い方々に

向け、そして、的確・タイムリーに提供する効果的な広報を図るとともに、研修等を通し、県職員の広報力強化に努め、「伝わる」広報の実現を目指してまいります。

次に、19ページをお願いします。

「広聴活動」でございます。

まず、「知事とのふれあいフォーラム」を8回開催し、知事が県民の皆様との意見交換を行うとともに、県職員によります出前講座を49回開催し、地域の方々からの希望に応じて職員が各地に出向き、県が取り組む事業等の説明を行いました。

さらに、「県民の声」として、専用のはがきや電話、メールなどで701件の御意見をいただいたところであります。

これらの取組によりまして、県民の皆様からの様々な御意見を幅広く伺うよう努めたところでございます。今後も引き続き、対話と協働による県政の推進を図ってまいりたいと考えております。

主要施策の成果につきましては以上でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しまして、特に報告すべき事項はありません。

**○伊福統計調査課長** 令和4年度決算特別委員会資料の8ページを御覧ください。

統計調査課は、上から3段目でございます。予算額2億6,639万6,000円に対しまして、支出済額2億6,115万8,724円、不用額523万7,276円、執行率98.0%となっております。

当課の決算事項別の明細は、21~23ページに掲載しております。このうち、目の不用額が100万円以上のもの、または執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

22ページを御覧ください。

1行目の(目)委託統計費の不用額438万3,269円でございます。不用額の主なものといたしましては、中ほどの旅費96万9,706円でございますが、これは予定していた県外の会議や出張が新型コロナウイルスの影響により、リモート開催または中止となったことなどに伴う執行残でございます。

次に、23ページを御覧ください。

1行目の(目)県統計費でございますが、執行率が88.0%となっております。不用額の主なものといたしましては、県単独で実施している統計普及啓発事業等における事務費の執行残や、現住人口統計調査における市町村交付金の額が確定したことに伴う執行残でございます。

続きまして、令和4年度の主要施策の成果について御説明いたします。

24ページを御覧ください。

その他(県政一般)の(3)、各種統計調査の実施についてでございます。

まず、「住宅・土地統計調査」につきましては、今年度実施される住宅・土地統計調査に先立ち、各調査員が担当する調査区域となる調査単位区を設定するため、1,760調査区を対象に調査等を実施したところであります。

25ページを御覧ください。

次に、「就業構造基本調査」につきましては、普段の就業の状態など社会情勢の変化に伴う就業の実態を明らかにするため、県内の1万1,659世帯を対象に調査を実施したところであります。調査結果につきましては、今年7月に国の集計結果が公表されたことから、本県関係分の統計資料を分析し、行政施策等の基礎資料として活用を図ってまいりたいと考えております。

最後に、「県民共有・確かな統計基盤づくり推

進」につきましては、統計グラフコンクールや親子を対象とした統計グラフ教室、統計出前授業等を実施することにより、統計の普及啓発や統計教育の推進を図ったところでございます。

今後とも、各種統計調査を適切に実施し、基礎資料の収集を行うほか、県民の統計に対する理解・認識を広げてまいります。

主要施策の成果については以上でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

**○佐野総合交通課長** 総合交通課の令和4年度予算に係る決算状況等について御説明いたします。

初めに、お手元の令和4年度決算特別委員会資料の8ページを御覧ください。

総合交通課は上から4段目の欄を御覧ください。予算額39億6,097万8,000円に対しまして、支出済額が38億1,902万5,201円、不用額が1億4,195万2,799円となっており、執行率は96.4%であります。

当課の決算事項別の明細は、27～28ページとなっております。このうち目の執行残が100万円以上のものについて御説明いたします。

28ページを御覧ください。

(目)計画調査費につきましては、不用額が1億4,182万7,185円であります。この不用額の主な内容は、節欄の下から2行目の負担金・補助及び交付金の1億3,960万1,301円であります。これは主に説明欄の中ほどにあります新規事業「交通・物流事業者燃料高騰等対策」において、バス、トラック、タクシー事業者等に対する支援を行いましたが、新型コロナウイルスによる事業縮小の動きなどもあり、申請台数が予想を下回ったことや、説明欄の下から4つ目の改善事業「「み

やぎきの空」航空ネットワーク維持・活性化」と、その下の改善事業「公共交通・物流需要回復プロジェクト」において、新型コロナの第7波等の影響により、当初予定していた事業が実施できなかったことなどによるものでございます。

決算事項の説明は以上であります。

続きまして、令和4年度の主要施策の成果について御説明いたします。

29ページを御覧ください。

「くらしづくり」の1の(2)、地域交通の確保についてであります。

まず、「地方バス路線等運行維持対策」につきましては、バス事業者に対し、国と協調して地域間幹線系統に係る運行費等を補助するとともに、市町村に対し、廃止後の代替バスである広域的バス路線の運行費を補助するなど、地域の交通手段確保に取り組んだところであります。

また、地域間幹線系統の運行形態の見直し等を推進するため、宮崎県バスネットワーク最適化支援基金を設置し、13億円を積み立てたところであります。

次に、30ページを御覧ください。

「持続可能な地域交通ネットワーク構築のための総合対策」につきましては、地域の生活を支えるバス路線等の維持を図るため、市町村が取り組むデマンド交通システムの導入支援や、目的地までのルート検索から、交通機関等の予約・決済までを一括して行うMa a Sアプリの実証実験に対する支援を行ったところであります。

次に、31ページを御覧ください。

Ⅱ、施策の成果等とⅢ、今後の方向性についてでございますが、新型コロナ等の影響により、

バスを取り巻く環境は依然として厳しい状況にある中、運行費の補助等により路線の維持が図られ、利用者数も回復傾向にありますことから、引き続き、市町村やバス事業者等と連携し、早期の需要回復等に取り組んでまいります。

次に、32ページを御覧ください。

「産業づくり」の4の(2)、交通・物流ネットワークの整備・充実についてであります。

「広域物流網利用促進」につきましては、県内の港や貨物駅への荷寄せを支援することで、トラック輸送から海上輸送等へのモーダルシフトを促進するなど、本県広域物流網の利用促進への取組を進めたところであります。

次に、33ページを御覧ください。

「長距離フェリー下り荷確保支援」につきましては、季節や曜日に応じた柔軟な割引キャンペーンや、ドライバー等への食事クーポン配布など、運航事業者が実施する下り荷確保の取組に対して支援を行いました。

また、新規事業「船旅の新たな魅力開発・発信支援」につきましては、昨年2隻の新船が就航したことに併せて、運航事業者が実施する船上イベントや情報発信などへの支援を行ったところであります。

次に、34ページを御覧ください。

新規事業「交通・物流事業者燃料高騰等対策」につきましては、県内の交通・物流事業者の経営安定化を図るため、燃料費高騰等の支援を行ったところであります。

また、「みやぎきの地域鉄道利用促進強化」につきましては、JR日南線及び吉都線の各利用促進団体等が実施する取組や、日南線観光列車「海幸山幸」の平日の臨時運行を利用する団体等に対して支援を行ったところであります。

次に、35ページを御覧ください。

「みやぎの空」航空ネットワーク維持・活性化」につきましては、国際線を運航する航空会社への要望活動を行った結果、令和2年3月以来となる国際チャーター便が運航されたところでもあります。

また、改善事業「公共交通・物流需要回復プロジェクト」につきましては、新型コロナの影響で利用者が著しく減少している公共交通機関について、運賃割引キャンペーンなどの利用促進の取組を支援したところでもあります。

次に、36ページを御覧ください。

新規事業「国内航空路線安定維持緊急支援」につきましては、宮崎空港発着の国内線を運航する航空会社が宮崎空港ビルに対して支払う施設使用料について一部支援を行うことにより、航空会社の燃油高騰等に対する負担軽減を図ったところでもあります。

また、「長距離物流網維持のための海上輸送安定運航支援」につきましては、コロナ禍における貨物需要の落ち込みや、燃油高騰による運航費用の増大が相まって、厳しい経営状況にある海上輸送事業者の安定運航を確保するため、運航費の補助を行ったところでもあります。これにより、トラック事業者への運賃転嫁が抑えられ、トラック輸送を含めた本県の長距離物流網が維持されたところでもあります。

次に、38ページを御覧ください。

Ⅱ、施策の成果等とⅢ、今後の方向性について、交通機関ごとに御説明いたします。

①の鉄道につきましては、沿線自治体やJR九州と連携した利用促進等の取組により、路線の維持が図られ、新型コロナで大きく減少した利用者数についても回復傾向にあるところです

が、依然としてコロナ禍前の水準まで回復していないことから、引き続き、関係者と連携して利用促進や要望活動に取り組んでまいります。

②のフェリーにつきましては、利用促進の取組や新船が就航したことによる効果もあり、利用者数が前年度比で174%、貨物輸送量についても前年度比で102%となったところでもあります。今後も引き続き、関係機関と連携しながら新船の強みを生かした利用促進に取り組んでまいります。

③の宮崎空港発着の航空路線につきましても、関係機関と連携して利用促進等に取り組んだほか、国際チャーター便の再開等により、利用者数は前年度比で182%となったところがございます。今後も引き続き、航空会社等と連携しながら利用促進に取り組むとともに、国際定期便につきましては、ソウル線に続く台北線の早期再開に向けた取組を行ってまいります。

主要施策の成果の説明は以上であります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。

○湯地中山間・地域政策課長 中山間・地域政策課の決算状況等について御説明いたします。

決算特別委員会資料の8ページをお願いいたします。

上から5段目の中山間・地域政策課の欄でございます。予算額7億6,508万5,000円に対しまして、支出済額が6億7,686万1,049円、不用額が8,822万3,951円となりまして、執行率は88.5%であります。

39ページを御覧ください。

当課の決算事項別の明細は、39～40ページに記載しておりますが、このうち目の執行残が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものにつ

いて御説明いたします。

40ページを御覧ください。

(目) 計画調査費の不用額8,813万4,297円です。この不用額の主なものは、表の下から4段目の欄、負担金・補助及び交付金の7,692万7,678円です。これは主に、移住支援金を支給する「わくわくひなた暮らし実現応援事業」について、補助事業主体である市町村の事業費確定等に伴い、執行残が生じたものであります。

決算事項の説明は以上でございます。

続きまして、令和4年度の主要施策の成果について御説明いたします。

委員会資料の41ページを御覧ください。

「くらしづくり」の1、安心して生活できる社会の(4)、持続可能な中山間地域づくりについてであります。

まず、「中山間地域経済循環促進」では、県産業振興機構内に設置した中山間地域産業振興センターにコーディネーターを配置し、地域資源を活用した新商品開発や販売促進に関する相談等に対応したほか、商品開発のポイントなどを学ぶセミナーを開催したところであります。

次に、42ページを御覧ください。

「宮崎ひなた生活圏づくり」地域の絆ステップアップ」では、地域の将来人口等を推計した「ひなたまちづくり応援シート」を活用し、小林市と門川町で、今後の課題を話し合うワークショップを開催したほか、椎葉村の2つの団体に対して、地域住民の交流拠点となる施設の整備などを支援しました。

次の、「外部人材活用による集落活動支援」は、中山間地域の集落等からの依頼に対し、ボランティア活動を行う「中山間盛り上げ隊」を派遣

するものであり、昨年度は新型コロナの影響により一部制限もありましたが、合計22回、延べ116人の派遣を行ったところであります。

「中山間地域買物・物流支援」では、中山間地域における買物弱者支援として、移動スーパー事業等に取り組む事業者への補助を3件行っております。また、将来に向けて新たな物流の方策を検討するため、延岡市においてドローンを活用した物流実証実験を実施したところであります。

今後とも、市町村や地域の主体的な取組を支援することにより、買物や移動手段など、中山間地域における日常生活に必要な機能の維持・確保に取り組んでまいります。

45ページを御覧ください。

(5)、連携・絆の構築による魅力ある地域づくりについてであります。

まず、「未来へ駆ける市町村地域づくり総合支援」では、都城市など15市町村に対し、単独または複数の市町村が連携して行う地域づくりの取組を支援したところであります。

次に、46ページを御覧ください。

「宮崎ひなた暮らし移住・定住促進」では、「宮崎ひなた暮らしUIJターンセンター」を県内外の4か所に設置し、移住相談員による対応や情報発信を行うとともに、市町村が行う受入れ体制充実の取組に対して支援を行い、昨年度は994世帯の移住につながったところであります。

次の「みやぎの魅力体感・つながり創出」では、サーフィンや神楽など、本県ならではの魅力とリモートワークを組み合わせたお試し滞在を実施したほか、首都圏において、「起業」と「就職」をテーマとする若者対象のトークイベ

ントを開催したところであります。

次に、47ページを御覧ください。

上から2つ目の「わくわくひなた暮らし実現応援」は、県外からの移住者を対象に市町村を通じて移住支援金を支給するもので、宮崎市ほか19市町村で269件を交付しました。

次の「中山間の魅力再発見！ひなた移住プロモーション」は、都会で暮らす方や県外から移住された方の視点で、地域の魅力を掘り起こし、情報発信を行うもので、中山間地域での暮らしをテーマとするオンラインセミナーや、移住情報誌への記事掲載等を行ったところであります。

次に、48ページを御覧ください。

「移住者受入環境整備・情報発信強化」では、市町村が行う空き家の利活用の取組を支援するとともに、改修した空き家でカフェやシェアハウスを営む移住者の事例を移住情報誌等で紹介したところであります。

次に、「ワーケーション受入推進強化」では、ワーケーションを通じた都市部の企業と県内市町村とのマッチング支援のほか、宿泊事業者や市町村職員などの実務者向けの研究会などを実施したところであります。引き続き、市町村における移住者受入れ環境の整備を支援するとともに、都市部を中心とした関係人口の創出拡大に取り組んでまいります。

次に、51ページを御覧ください。

産業づくりの3、活発な観光・交流による活力ある社会の(2)、県境を越えた交流・連携の推進についてであります。

「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク活動強化推進」では、当該地域の認知度向上を図るため、新聞や雑誌を活用した情報発信のほか、イベントでの展示等によるPR等を実施いたしま

した。

次に、52ページを御覧ください。

「広域連携強化地域づくり推進」では、市町村間の連携による地域振興の取組を支援するため、入郷と西臼杵の2地域でワーキンググループを実施したほか、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークや世界農業遺産など、世界ブランドの価値や魅力を伝える児童生徒向けの現地学習会等を行ったところであります。

主要施策の成果の説明は以上です。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しまして、特に報告すべき事項はございません。

**○守部産業政策課長** 産業政策課の令和4年度決算について御説明します。

委員会資料の8ページをお願いいたします。

上から6段目、産業政策課の欄でございます。予算額5億7,056万8,000円に対して、支出済額5億6,203万5,154円、不用額は853万2,846円、執行率は98.5%となっております。

次に、54ページを御覧ください。

当課の決算事項別の明細は、54～55ページに記載しております。このうち、目の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

55ページを御覧ください。

1行目の(目)計画調査費の不用額が850万1,313円であります。

主なものを御説明いたします。

まず、下から4行目の委託料162万6,559円につきましては、産業人材育成プログラム「ひなたMBA」の講演内容の見直しによるものや、フードビジネス相談ステーションのコーディネーターの活動費用等について、オンライン相談等の効率的な活動を行ったことにより、委託経費が減額となったものであります。

次に、その2つ下の、負担金・補助金及び交付金476万8,805円につきましては、主に、事業者が行うデジタル技術等の導入に係る経費を補助する「みやざきDXさがけプロジェクト推進実装支援」において、事業内容の変更等により補助実績額が想定より少なくなったことなどの理由により不用額が生じたものでございます。

続きまして、主要施策の成果について御説明いたします。

委員会資料の56ページをお願いいたします。

「人づくり」の(1)、教育を支える体制や環境の整備・充実であります。

「大学を中心とした産業人材育成拠点構築」について、産学金労官で連携し、ビジネスプランコンテストの実施や、学生と企業との交流の機会となるウイークリーワークカフェの開催、産業人材を育成する教育プログラムの実施などにより、若者のチャレンジマインドの醸成や県内定着を推進する取組を行ったところです。

今後とも、「産業人材育成プラットフォーム」を基盤として、学生と企業の交流機会の創出や、インターンシップを受け入れる企業への支援などに取り組むことで、若者の人材育成・確保を図ってまいります。

次に、58ページを御覧ください。

「産業づくり」の(1)、産業間・産学金労官連携による新事業・新産業の展開であります。

「みやざきフードビジネス構想推進」について、県内事業者向けにアンケート調査やヒアリング調査を行い、フードビジネス産業振興構想の改定を行ったところです。

次に、59ページを御覧ください。

「みやざき地域活性化雇用創造プロジェクト推進」につきましては、県内企業の経営力強化

や人材育成を図るため、合同企業面接会や生産性向上を図る研修会、産業人材育成プログラムである「ひなたMBA」の実施などに取り組んだものであります。

次の「デジタル社会に対応した食のビジネスモデル構築」については、クラウドファンディングや海外ECサイトを活用した販路開拓支援のほか、メディアを活用した県産品のプロモーションを実施し、県産品の認知度向上に取り組んだところでございます。

フードビジネスに関しては、今後とも企業の育成や国内外の販路拡大に向けた取組を推進し、さらなる発展につなげてまいります。

次に、62ページを御覧ください。

「産業づくり」の(1)、商業・サービス業の振興であります。

「みやざきDXさがけプロジェクト推進」については、DX推進セミナーや、DXの実践的な講座である「DX塾」、高校生、大学生を対象としたITスキル講座等を開催したほか、事業者のDXに向けた伴走支援等を行ったものであります。

次に、63ページを御覧ください。

「みやざきDXさがけプロジェクト推進実装支援」については、県内事業者に対しデジタル技術等の導入を支援したほか、DX展示会を開催したところであります。

次の「みやざきフードビジネスDX実装支援」については、県内フードビジネス事業者を対象に、AIを活用した需要予測システム等の導入を支援したところであります。

今後とも、産業のデジタル化を推進するため、事業者への普及啓発、人材育成、実装支援に取り組むとともに、デジタル化に関する相談窓口

を設置するなどし、事業者をきめ細かに支援してまいります。

次に、65ページを御覧ください。

(1)、地域や企業を支える産業人財への育成・確保であります。

「みやざき産業人財確保支援基金」につきましては、若者の県内定着を促進し、宮崎の将来を担う産業人財を確保するため、県内企業と連携し、当該企業に就職した若者に対する奨学金の返還支援を行っており、昨年度は68人に対して返還支援金を給付したところです。今後とも、事業の周知を図りながら、引き続き、地域の産業を担う若者のU I Jターンや県内定着につなげてまいります。

主要施策の成果については以上です。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、特に御報告すべきことはございません。

**○甲斐デジタル推進課長** デジタル推進課の令和4年度決算について御説明いたします。

お手元の令和4年度決算特別委員会資料の8ページを御覧ください。

上から7段目、デジタル推進課の欄でございます。予算額12億8,233万円に対し、支出済額12億7,087万2,776円、不用額1,145万7,224円となっております。なお、執行率は99.1%であります。

次に、67ページを御覧ください。

当課の決算事項別の明細は、67ページから69ページまででございます。このうち目の不用額が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

まず、(目)一般管理費であります。不用額が823万8,377円、執行率は89.8%であります。

不用額の主なものは、下から3行目の委託料478万7,358円ですが、これは主に、ポ

ータルサイトの機能強化を行うに当たり、仕様を見直し、経費を削減できたものであります。

68ページを御覧ください。

(目) 企画総務費の不用額291万1,087円です。不用額の主なものは、下から7行目の旅費76万1,641円ですが、これは新型コロナの感染拡大に伴い、オンラインによる会議等が増加したことによる執行残であります。

続きまして、令和4年度主要施策の成果について説明いたします。

70ページを御覧ください。

「くらしづくり」の1、安心して生活できる社会の(3)、ICTの利活用及び情報通信基盤の充実についてであります。

「マイナポイント取得促進」では、マイナポイントの取得に関する情報やマイナンバーカードの安全性に関する広報をテレビCM等を行うとともに、市町村との共同による街頭啓発や企業訪問等による手続支援を実施したものであります。このことにより交付率を確実に上乗せできたところでありますが、今後はマイナンバーに関する一連のトラブルを踏まえ、カードの安全性に対する不安の払拭に取り組みながら、カード利活用について利便性向上を図ってまいります。

続いて、71ページを御覧ください。

「行政手続のオンライン化推進」では、令和3年度に行った、全庁的な行政手続の業務フロー分析を基に、業務効率化の効果が高い業務について、手続のオンライン化支援に取り組んだものであり、令和4年度は12手続、4万3,580申請分の業務改革に取り組んだところであります。

次に、「ICT活用による業務効率化推進」では、定型的な作業を自動化できるRPAや文字

情報の自動読み取り機能であるA I—O C Rなどのデジタル技術を活用し、業務の効率化や働き方改革の推進を図るものであります。このようなツールの活用により、令和4年度は全体で約1万600時間の削減を行っております。

以上が主要施策の成果についてであります。

最後に、監査員の決算審査意見書に関して特に報告すべき事項はありません。

○山下主査 執行部の説明が終了しました。

委員の皆様から質疑はございませんか。

○二見委員 開発事業特別資金特別会計について教えてほしいんですけども、確か九州電力株式会社の株が原資だったと思うんですが、それは今どのような状況になっているんですか。

○中尾総合政策課長 宮崎県開発事業特別資金の現在の株の状況でございますが、九州電力株式会社の株を現在70万400株保有しているところでございます。

○二見委員 その株を売却したり、配当金を原資にこういう事業をやっていたと思うんですけども、そこら辺の推移はどうですか。

○中尾総合政策課長 こちらは昭和34年から株式を取得しており、当時は112万株ほど持っておりましたけれども、昭和44年に総合文化施設建設事業をしたときに一部売却をしております。

現在は株主配当という形で、令和4年度ですと、1株20円でしたので、その配当金を原資に事業をやっているところでございます。当面は株を売るのではなく、配当金で事業を展開したいと考えております。

○脇谷委員 その件なんですけれども、その繰出金で「水素エネルギー利活用促進モデル」をされているということですよ。ということは、この配当金が少なくなると、この事業の予算は

少なくなるという理解でいいんでしょうか。

○中尾総合政策課長 本県の水素エネルギー利活用促進モデル事業は、確かに開発特別資金を原資にしている事業でございますけれども、令和4年度でこの事業は終了となりますので、令和5年度以降につきましては、商工観光労働部と環境森林部のほうの事業に充当するというところで考えているところでございます。

○脇谷委員 では、水素エネルギーに関する研究はどういう形になるんでしょうか。

○中尾総合政策課長 こちらにつきましては、商工観光労働部の企業振興課に補助金という形で充当しております。令和4年度までの大学との研究で一定の成果が出ておりますので、今後は実用化という形で、産業界と連携して普及することを予定しているところでございます。

○脇谷委員 委員会資料の28ページ、総合交通課なんですけれども、不用額が1億4,000万円ということで、先ほど申請台数が予想を下回ったとおっしゃいましたが、これに関しては、コロナ禍の段階でその予想を立てていたのか、それとも国がそういうふうに言ってきたのか、予想とのギャップはどういう理由なんんでしょうか。

○佐野総合交通課長 御質問いただいた、申請が予想を下回ったというのは燃油高騰対策の事業になります。この「交通・物流事業者燃料高騰等対策事業」については、バス、タクシー、トラック、フェリー、全ての交通網を対象にしたんですけども、その中で一番影響が大きかったのはトラックです。

トラックの対象台数を、令和4年1月に道路運送法上、運輸支局に登録されている登録台数を基に積算させていただきました。具体的には約1万1,000台になります。その中で予算を組ま

せていただいたんですけれども、補助対象期間にトラックの耐用年数による入れ替えが非常に多かったこと——ちょうど半導体不足等もあり次の車が入って来なくて申請できなかったとか、もしくは、補助要件に県税の未納がないことなど、いろいろあるんですが、それらの要件に該当せず、申請がなされなかったものが約1,500台あったということで、その乖離の部分が約3,300万円と大きかったところでございます。

**○脇谷委員** 半導体不足でなかなかトラックが用意できなかったというのは分かりますけれども、例えば、その補助金が使いにくいとか、そういう声はなかったんでしょうか。

**○佐野総合交通課長** このスキームについては、トラック協会と十分な打合せをさせていただいて導入したものでございますので、使いにくいとか、そういった声は私どものほうにもトラック協会のほうにも聞こえてきておりません。

**○脇谷委員** この燃料高騰等対策関係の不用額については、年度をまたぐ対応など、国のほうはどういう形で、県はどういうふうにしようとしているんでしょうか。

**○佐野総合交通課長** この「交通・物流事業者燃料高騰等対策」は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して事業を組ませていただいております。これは今年の6月と11月に補正を組ませていただいたものでございますけれども、不用額については、交付金全体の中で、財政サイドにおいて適切に対応されていると思います。

**○脇谷委員** まだ燃油は高騰していると思うんですけれども、その後はどのように対応されようとしているのでしょうか。

**○佐野総合交通課長** この「交通・物流事業者

燃料高騰等対策」については、今年度も6月補正をお願いして、国の激変緩和措置の期間に合わせて、県のほうも支援をさせていただいているところでございます。

現在、国は9月までの期限としていたところを、基本的に年末までとすることを含めて、燃油価格等の水準を勘案して措置しておりますので、県としましてもそういう動きを注視しながら、今後の対応については、また検討していきたいと思っております。

**○脇谷委員** 分かりました。

続いては、42ページ、中山間・地域政策課です。中山間地域の買物・物流支援を3件されていましたが、やはり中山間地域において、高齢者がいつまでたっても車が手放せないのは、買物ができないからだと思っています。移動スーパーの開業支援なども含めて、なるべく買物支援ができたらいいなと思っていますんですけれども、3件というのは少ないんじゃないかというのが一つ。また、決算額としては少し残っているので、こういった買物・物流支援について何かできなかったのでしょうか。

**○湯地中山間・地域政策課長** 「中山間地域買物・物流支援」ということで、実際に支援したのが串間市、椎葉村、五ヶ瀬町の3件です。

例えば串間市では、鮮魚店の移動販売をされている方が冷蔵ショーケースを新調するのを支援し、五ヶ瀬町では、五ヶ瀬観光協会が移動スーパーをするということで、車両やタブレットなどの備品の購入を支援しました。

支援に際しては各市町村にこういう補助金があるので、そういう要望があればぜひ使っただけないかとお話をしているところですが、移動スーパーなどを入れたいという動きはある

んですけれども、まだそれを運営する人がいないとか、運営したいけれどもどうやっていいかわからないというところがありますので、今、話し合いを続けているところもございます。

また、県とは別なのですが、「移動スーパーとくし丸」というのが今、結構宮崎県内にも入っていますので、そういった民間の動きもかなり出てきているような状況があります。

○脇谷委員 うちも「とくし丸」を使わせていただいている、家のすぐ横まで来てくださるので、すごく助かっています。

各市町村については、需要喚起していただけて民間も支援していただくとうれしいなと思います。よろしくお願いします。

○坂本委員 デジタル推進課の関係で2つほど伺います。

まず、マイナンバーカードですが、交付率が順調に伸びている中で、今年、ひもづけ作業についてちょっと話題になりましたけれども、マイナンバーカードに保険証の情報や、障害者手帳の情報がひもづけられています。それ以外に、県全体で、どれぐらいのものをひもづけられようとしているのか教えてください。

○甲斐デジタル推進課長 基本的に、国で定められている26業務がございますけれども、それ以外にも、先日、新聞で報道されておりましたが、都城市がワクチン接種券の登録にマイナンバーカードを使うとか、そういった個別の動きが出てきております。また、免許証ですとか、予定されているものもございますので、今後、利用拡大がどんどん進んでいくものとは思っております。

そのマイナンバーのひもづけについては、今、福祉保健部のほうでひもづけ作業の点検をして

いる最中ではございますが、そのあたりは我々もしっかりサポートしていきたいと思っております。ところでございます。

○坂本委員 これは、今後、結構無限に広がっていくと理解してよろしいでしょうか。

○甲斐デジタル推進課長 基本的には、法で定まっているものと、それをうまく活用していくものがありまして、都城市が今やろうとしているのは、マイナンバーそのものではなくて、本人の申出によって、別のIDとマイナンバーカードをひもづけて、民間サービス等とつなげていこうというような——その取組の一環で、ワクチン接種券などを使おうとされております。ですので、これからどんどん広がっていくものと思っておりますが、法律で定められているものと、付随して広がっていくもの——今後、民間のほうが増えていくのかなと思っております。

法定業務については、どちらかというところとひもづけがしっかりできていないところがございますので、まずはそれをしっかりやるというのが今の流れではございまして、今のところ新たなひもづけは聞いていないところでございます。

○坂本委員 福祉保健部のひもづけ作業、打ち込みやデータをひもづける作業というのは、現時点ではどこでされているのか教えてください。

○甲斐デジタル推進課長 業務ごとに担当課で作業をしているものがございます。例えば、手帳関係——身体障害者手帳ですとか療育手帳は、障がい福祉課でやっています。生活保護の情報は福祉保健課でやっています。そういった各担当課で個別にひもづけ作業をしております。

○山下主査 坂本委員、今の質問は決算に関するものではないので。

○坂本委員 すみません、失礼しました。

○福田副主査 秘書広報課の「主な実績内容等」の欄に「県民の声受付」701件というのがあるんですが、相当な数だと思うんですけども、どのような内容なんでしょうか。

○須波広報戦略室長 具体的な内容につきましては、県政に関する様々なことです。寄せられた内容に対しての回答をホームページ上に掲載しているんですが、その中の幾つかを申し上げれば、例えば、不適正な犬の飼い主がいるので県として対応すべきではないかというようなものや韓国との直行便を早く再開してほしいというような声などが電話や電子申請、はがきという形で、令和4年度は701件あったということでございます。

○福田副主査 それらはホームページで公開されているわけですね。

○須波広報戦略室長 電子申請の場合ですと、内容をオープンにすることについて、希望する・しないを県民が選択できるような形になっておりまして、回答なりの公表を希望するとされたものを公表している状況です。

○福田副主査 もう一つ教えてください。県職員による出前講座というのが49回行われているんですけども、これはどのような内容ですか。

○須波広報戦略室長 これも様々ではあるんですけども、多かったものとしましては、サイバー被害とか情報モラルに関しての講座をしてほしいということで、県警に出向いてもらったりとか、自然災害への備えや対応といったテーマで危機管理課に出向いてもらったりというものがあります。

○福田副主査 出前講座に至るまでの手順というのはどうなっているんですか。

○須波広報戦略室長 広報戦略室に電話などで

御連絡をいただき、内容を確認させていただきまして、内容に応じてしかるべき所管課につないで日程調整等をして実際の講座に至るという流れでございます。

○坂本委員 先ほどのマイナンバーカードですが、何を聞きたいのかよく分からなくなってきたので、もう一回聞かせていただきます。

マイナンバーカードの交付率を上げていくということで、今、順調に来ていると理解しているのでしょうか。

○甲斐デジタル推進課長 資料72ページに経過を示させていただいておりますが、マイナポイントが令和2年からスタートしまして、交付率は順調に上がっておりますので、一定の成果があったものと考えております。

○坂本委員 次に、行政手続オンライン化の全体のことなんですけれども、県のほうで考えている目標に対して、今、全体の進捗はどれぐらいと見られていますか。

○甲斐デジタル推進課長 我々が把握している範囲で、今、県庁内に2,000手続ほどの申請業務がございます。件数でいうと67万件ほどです。その中で、オンライン化に手をつけやすいものから順番に進めておりまして、令和4年度末時点で、申請手続のパーセンテージでいうと8%、168手続ということで、パーセントとしては非常に低いんですが、件数としましては約半数近くの32万件ということで、手続の多いものから順番に手をつけている状況でございます。

今後、同じように手をつけやすいものから取り組みたいと思っておりますが、例えば、図面の添付が必要であるとか、手数料が必要なのでキャッシュレス決済を組み込まなければいけないとか、そういったものが残っておりますので、

そういったものを順番にやりながら、できるだけ多くの申請を紙とオンライン両方できるような環境をつくっていきたいと考えております。

ただ、中には年に1件とか、件数の少ないものも多数含まれておりますので、そういったものはオンライン化することが効率的かどうかを考えながらやっていきたいと思っています。

○二見委員 資料56ページの「大学を中心とした産業人財育成拠点構築」ですけれども、これは主に宮崎大学になるのかなと思うんですが、ほかの大学等との連携というのもこの中に含まれているんですか。

○守部産業政策課長 まず、56ページの「主な実績内容等」の1つ目、ビジネスプランコンテストですが、県内の大学5校が参加しています。2つ目の学生と企業の交流機会の創出についても、大学生と高校生の参加者約229名のうち、大学生が半分、また、3つ目の「みやざき産業人財育成教育プログラム」は、9つの大学が参加したプログラムになっておりまして、宮崎大学以外の大学や高等専門学校が参加しております。

○二見委員 いろいろな実験や実証、委託事業もされていると思うんですが、そういったものを含めて、宮崎産業経営大学とか宮崎公立大学などとの連携も進んでいると受け止めていいんでしょうか。

○守部産業政策課長 そのように受け止めていただいて結構です。

○二見委員 具体的にどういったことを宮崎大学以外とも連携してやっているんですか。

○守部産業政策課長 具体的には、今申し上げました資料56ページあたりの事業が中心になるかと思います。

また、それとは別に、決算審査とは関係あり

ませんけれども、「高等教育コンソーシアム」という11の機関で構成された組織がございまして、基本的にはその中で連携してやっていくというところで、昨日もスパーク事業という形で4つの大学が連携したキックオフシンポジウムを開催しております。

○山下主査 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下主査 それでは、以上をもちまして、第1班の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時20分休憩

---

午前11時25分再開

○山下主査 分科会を再開いたします。

これより、生活・協働・男女参画課、みやざき文化振興課、人権同和対策課、国スポ・障スポ準備課、競技力向上推進課の審査を行います。

令和4年度決算について各課の説明を求めます。

○牛ノ濱生活・協働・男女参画課長 生活・協働・男女参画課の決算状況等について御説明いたします。

決算特別委員会資料の8ページをお願いいたします。

上から8段目、生活・協働・男女参画課の欄を御覧ください。予算額4億5,180万3,000円に対しまして、支出済額4億4,460万1,776円、不用額720万1,224円、執行率は98.4%であります。

次に、73ページを御覧ください。

73ページから77ページまでが、当課の決算事項別明細となっております。

このうち、目の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

75ページを御覧ください。

(目) 社会福祉総務費の不用額が、143万8,763円であります。

このうち主なものは、上から6行目の職員手当等81万6,089円であります。これは主に、当該職員の時間外勤務手当が見込み額を下回ったことなどによるものであります。

次に、76ページを御覧ください。

(目) 県民生活費の不用額が、395万2,842円であります。

この主なものは、中ほどの需要費183万7,943円で、消費生活センターの光熱水費や庁舎修繕経費の執行残であります。

また、下から2行目の負担金・補助及び交付金100万2,957円は、市町村の消費生活相談窓口の機能強化等を図るため、啓発セミナーの開催や相談員の研修派遣等を支援するものですが、事業費の確定に伴い、減額が生じたことによる執行残であります。

次に、77ページを御覧ください。

(目) 児童福祉総務費の不用額が、130万1,530万円であります。

このうち主なものは、下から4行目の委託料105万5,662円であります。これは主に、性暴力被害者支援センターの運營業務委託の執行残でありまして、被害者が医療機関を受診する際の支援経費が見込みを下回ったこと等によるものであります。

決算事項の説明は以上でございます。

続きまして、令和4年度の主要施策の成果について御説明いたします。

78ページを御覧ください。

「人づくり」、3の(1)、男女共同参画社会の推進であります。

主な事業の1つ目、「男女共同参画センター管理運営委託」としまして、推進拠点であります当センターの運営を指定管理者に委託し、県民への啓発や相談事業等に取り組みました。

79ページを御覧ください。

2つ目の「みやざき女性の活躍強化」としまして、企業や関係団体、行政が一体となって設立されました「みやざき女性の活躍推進会議」が行います、女性の多様な働き方を進めるための講演会や研修会の開催支援などに取り組みました。

3つ目の「性暴力被害者支援センター運営委託」としまして、被害者やその家族の心身の負担軽減を図るため、その支援センターであります「さぼーとねっと宮崎」の運営を委託し、電話やメール、面接による相談のほか、医療、カウンセリング等の総合支援を行いました。

今後とも、市町村や関係機関等との連携を図りながら、男女共同参画社会の実現や女性の活躍に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

82ページを御覧ください。

(2)のNPOや企業、ボランティア等多様な主体による社会貢献活動の促進についてであります。

1つ目の「協働による地域課題解決支援」としまして、県との協働事業の提案を公募し、NPO等多様な主体との協働を推進しました。

昨年度は、6件の応募の中から2件を採択しまして、例えば、障がい者の就労を促進する取組として、障がいや病気の経験のある方を、同じ境遇にある人たちを支える人材として育成し、その活躍の場を広げていく取組を支援したところであります。

83ページを御覧ください。

2つ目の「みやざきNPO・協働支援センター」としまして、協働の推進やNPO運営等の支援拠点であります当センターにおきまして、活動支援スペースの提供や研修の開催、NPOの設立や運営等の相談対応などを行いました。

今後とも、多様な主体による社会貢献活動を促進するため、相談や研修、情報提供等の充実を図ってまいりたいと考えております。

85ページを御覧ください。

「くらしづくり」、1の(1)、安心して快適な生活環境の確保のうち、「消費者行政」であります。

1つ目の「消費者行政活性化」としまして、国の交付金を活用し、メディア等による広報・啓発や、市町村が行う相談・啓発事業に対し、補助金の交付により支援を行いました。

86ページを御覧ください。

2つ目の「消費生活相談員等設置」としまして、消費生活に関する相談員を配置し、県民からの多様な相談に対しまして適切な助言等の対応を行ったところです。

今後とも、県民が安心して消費生活を営むことができるよう、市町村と連携して相談体制の強化及び啓発事業の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

88ページを御覧ください。

2の(1)、安全で安心なまちづくりであります。

主な事業であります「宮崎県犯罪のない安全で安心なまちづくり促進」としまして、学校等へのアドバイザー派遣や宮崎県知事奨励賞表彰式の開催などにより、県民の防犯に対する意識啓発に取り組みました。

今後とも、市町村や関係機関等との連携を図りながら、地域安全活動の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

90ページを御覧ください。

(2)、交通安全対策の推進であります。

1つ目の「みんなで交通安全！啓発推進」としまして、各季節ごとの交通安全運動期間を重点に、マスメディア等を活用した効果的な広報・啓発に取り組みました。

91ページを御覧ください。

2つ目の「みんなの命を守る「高齢者制限運転」推進」としまして、高齢運転者の交通事故を防止し、運転寿命を延ばすための取組である制限運転について、広報・啓発や市町村への活動支援に努めました。

今後とも、協見等による交通事故の防止や、高齢者の交通事故防止対策を基本に、市町村や関係機関等との連携を図りながら、県民への啓発等に取り組んでまいります。

主要施策の成果の説明は以上であります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

**○堀みやざき文化振興課長** みやざき文化振興課の歳出決算状況等について御説明いたします。

決算特別委員会資料の8ページにお戻りください。

上から9段目、みやざき文化振興課の欄であります。予算額86億3,115万3,000円に対しまして、支出済額は85億5,949万8,683円で、翌年度繰越額(明許)が750万円であり、この結果、不用額は、6,415万4,317円、執行率は99.2%となっております。

また、すぐ上の括弧内は、翌年度への繰越額を含めた執行率で99.3%となっております。

続きまして、資料の93ページを御覧ください。

当課の決算事項別明細は97ページまでとなっておりますが、このうち目の不用額が100万円以上のもについて御説明いたします。

94ページを御覧ください。

(目) 企画総務費につきましては、不用額が2,621万6,018円となっております。

主なものとしましては、一番下の行の工事請負額の不用額、2,443万7,978円であります。これは、県立芸術劇場における照明設備改修工事の入札残によるものであります。

続きまして、95ページを御覧ください。

(目) 計画調査費につきましては、不用額が708万9,834円となっておりますが、このうち、主なものとしましては、下から2行目の負担金・補助及び交付金の不用額、616万4,687円です。これは、主に、台風第14号や新型コロナウイルスの感染拡大などにより、各地域の伝統行事等の再開を支援する市町村への補助金の対象事業が、一部中止となったことに伴う執行残です。

続きまして、97ページを御覧ください。

(目) 事務局費につきましては、不用額は3,019万9,262円となっておりますが、主なものとしましては、下から3行目の負担金・補助及び交付金の不用額、2,688万3,438円です。これは主に、私立学校における保護者の経済的負担の軽減を図るための私立高等学校等就学支援金や授業料減免のための補助金などが、見込んでいた対象生徒数を下回ったことによるものであります。

次に、令和4年度の主要施策の成果について御説明いたします。

98ページを御覧ください。

「人づくり」の1、未来を担う人財が育つ社

会の(1)、教育を支える体制や環境の整備・充実であります。

下の表の主な事業及び実績であります。まず、「私立学校振興費補助金」は、私立学校の教育の振興と経営の安定化、保護者の経済的負担の軽減を図るため、私立高等学校、中学校、小学校の計24校に対して、人件費等の経常的経費の補助を行ったものであります。

99ページを御覧ください。

「私立高等学校等就学支援金」は、保護者の授業料負担の軽減を図るため、世帯の収入状況に応じて支援金を交付したものです。

その下の「私立専門学校授業料等減免」は、低所得者世帯に対する高等教育の負担軽減を図る国の施策に基づきまして、住民税所得割非課税世帯等における専門学校の授業料等の減免に対する補助を行ったものであります。

一番下の「奨学のための給付金」は、授業料以外の教育費に充てるため、生活保護及び住民税所得割非課税世帯に対して、給付したものであります。

100ページを御覧ください。

今後とも、私立学校の建学の精神に基づいた特色ある教育の振興を支援してまいりたいと考えております。

続きまして、101ページを御覧ください。

「人づくり」の2、文化・スポーツに親しむ社会の(1)、文化の振興であります。

「宮崎国際音楽祭開催事業」では、第27回音楽祭を開催し、併せて、第28回音楽祭の準備を行ったところです。

102ページを御覧ください。

「県立芸術劇場管理運営委託」は、同劇場の維持・管理やホール及び練習室の貸館事業を

行ったところであり、年間利用者数は22万5,322人でありました。

103ページを御覧ください。

「県立芸術劇場大規模改修」につきましては、劇場の老朽化に伴う照明設備や場内監視カメラの改修を実施し、このうち、防火シャッター修繕業務につきましては、今年度に事業を繰り越しましたが、既に作業は完了しております。

続きまして、104ページを御覧ください。

下から2つ目の「障がい者芸術文化普及支援」につきましては、国民文化祭、障害者芸術・文化祭の成果を踏まえ、障がい者の芸術文化活動を促進するため障がい者芸術文化支援センターが行う相談対応や作品展開催などの取組に対して支援したものです。

一番下の「「アーツカウンシルみやぎ」機能拡充」につきましては、文化芸術の専門人材を配置し、文化芸術活動に対するアドバイスなどの支援や、文化活動を支える人材育成研修でありますアートマネジメント講座を開催したところです。

105ページを御覧ください。

「みんなが繋がるひなたの文化活動推進」につきましては、ポストコロナを見据え文化活動の再開を推進するため、宮崎駅前広場でアートフェスティバルを開催するとともに、国文祭・芸文祭の成果をつなげていくための文化活動に対して補助したものです。

「文化で紡ぐ地域活力の再興応援」につきましては、新型コロナにより中止となっていた、市町村が行う伝統行事等の活動再開に向けて支援を行ったところです。

106ページを御覧ください。

施策の進捗状況ですが、一番上の「日頃から

文化に親しむ県民の割合」については、目標値77%に対して、令和4年度の実績値は70.6%となっており、国文祭・芸文祭の開催の成果もあり、前年度から大きく上昇しております。

次の、「県立芸術劇場入場者・利用者数」については、目標値26万人に対して、実績値は22万5,322人で、コロナの影響はあったものの、前年度から大きく増えております。

次の、「宮崎国際音楽祭入場者数」については、目標値2万人以上に対して、実績値は1万3,771人で、こちらもまだコロナの影響はあったものの、かなり回復しております。

施策の成果等につきましては、県立芸術劇場において、コロナにより大きな制約を受けながらも、イベントを順次再開するなど、県民の文化芸術活動の拠点としての機能を発揮するとともに、県文化賞などを通じた本県文化の発信、文化団体への相談対応等の支援による県民の文化芸術活動の維持・発展に取り組みました。

107ページを御覧ください。

今後の方向性としましては、県立芸術劇場が改修に伴い今年8月から休館しておりますので、他の公立文化施設等と連携しながら公演を実施し、文化の裾野の拡大に取り組むとともに、引き続き顕彰事業や「アーツカウンシルみやぎ」との連携を通じて、本県文化の発信や県民の文化活動の維持・発展を図ってまいります。

続きまして、108ページを御覧ください。

「産業づくり」の3、活発な観光・交流による活力ある社会の(1)、観光の振興であります。

「みんなで支え未来に繋げるみやぎの「宝」継承事業」では、神楽を支援する3企業・団体を「みやぎの神楽サポーター」に認定したところです。

また、国立能楽堂での神楽公演を開催したほか、移住希望者等を対象とした夜神楽鑑賞などを行うツアーを実施しました。

109ページを御覧ください。

「神話の源流みやざき」記紀の文化資源活用推進事業では、県民の皆様を対象とした「神話のふるさと県民大学」や小中高校等への出前講座、県外の大学との連携講座を開催したところであります。

110ページを御覧ください。

今後とも、神話や神楽などの講座等を通して、郷土への愛着や誇りの醸成を図るとともに、宮崎の文化資源の継承や地域づくりにつなげてまいりたいと考えております。

主要施策の成果の説明は、以上であります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しては、特に報告すべき事項はありません。

**○中村人権同和対策課長** 人権同和対策課の決算状況等について御説明いたします。

令和4年度決算特別委員会資料の8ページを御覧ください。

上から10段目、人権同和対策課の欄を御覧ください。予算額1億1,320万2,000円に対しまして、支出済額1億1,144万951円で、不用額は176万1,049円、執行率は98.4%となっております。

次に、111ページを御覧ください。

このうち、目の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

(目) 社会福祉総務費の不用額が、176万1,049円となっております。

この不用額の主なものは、中ほどの旅費62万3,367円ですが、これは、新型コロナの影響による出張の中止や研修会等のオンライン実施などに伴う執行残であります。

決算事項の説明については、以上であります。

続きまして、令和4年度の主要施策の成果について御説明いたします。

112ページを御覧ください。

「人づくり」の3の(3)、人権意識の高揚と差別意識の解消についてであります。

1つ目の「人権啓発推進強化」については、県内の大学、NPO・企業やスポーツ組織等と連携し、おのおのの知見やネットワークなどを生かした啓発活動を行ったほか、8月の人権啓発強調月間及び12月の人権週間においては、ふれあい映画祭の開催、テレビCMの放送など、様々な啓発活動を集中的に行いました。

113ページを御覧ください。

「宮崎県人権啓発センター」については、各種団体などで人権研修を担う方を対象とした、人権担当者養成講座や、広く県民の方を対象とした県民人権講座などの各種講座を開催し、企業や地域等で人権教育・啓発のリーダーとなる人材の育成を図りました。

また、啓発研修講師の派遣や、研修用DVD等の教材の貸出しにより、民間企業等が自主的に行う啓発・研修等の支援に努めたところであります。

これらの事業により、職場や地域などあらゆる場において、人権教育・啓発の取組が推進されるよう努めたところであります。

今後とも、「一人ひとりが尊重され、誰もが持てる力を発揮し、生き生きと活躍できる社会」の実現を目指して、県民の人権意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

主要施策の成果については、以上であります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、報告すべき事項はありません。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 決算特別委員会資料の8ページを御覧ください。

国スポ・障スポ準備課の決算額は、下から5段目にありますとおり、予算額56億1,699万4,000円に対しまして、支出済額54億3,915万8,387円、翌年度繰越額1億2,222万8,000円、不用額は5,560万7,613円、執行率は96.8%となっておりますが、翌年度への繰越額を含めると、99%となっております。

次に、116ページを御覧ください。

当課の決算事項別の明細は、116～118ページに掲載しております。

このうち、目の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

117ページを御覧ください。

上から1行目の(目)計画調査費であります。

不用額は5,491万7,801円であります。この不用額のうち主なものとしましては、まず、中ほどの委託料1,193万2,389円ですが、これは県有スポーツ施設整備のうち体育館建設に伴う周辺道路の設計等の執行残であります。

また、下から4行目の工事請負費3,741万4,351円ですが、これは陸上競技場整備における令和3年度からの繰越し事業について、造成工事の残土処分に係る経費の縮減を図ったことなどによる執行残であります。

次に、令和4年度の主要施策の成果について御説明いたします。

119ページを御覧ください。

「人づくり」の(2)、スポーツの推進についてであります。

120ページを御覧ください。

まず、「国民スポーツ大会開催準備」であります。県準備委員会におきまして、総会・常任

委員会等の会議や市町村・競技団体への説明会等を開催いたしまして、大会開催に必要な準備活動を推進したところであります。

そのうち、会場の選定等につきましては、これまでに正式競技及び特別競技は、全38競技のうち36競技の会場地について、公開競技は全7競技の会場地について、また、デモンストラーションスポーツは、34競技の実施とその会場地について、県準備委員会として決定したところであります。

次に、広報活動につきましては、開催内定を機にPR動画を制作し、テレビ・インターネット等で放映したほか、大会マスコットキャラクター等のデザインを用いた広報物や広報紙を活用し、大会の周知と開催に向けた機運の醸成を図ったところであります。

次に、競技役員の養成につきましては、競技団体が行います中央講習会等派遣事業や、県内講習会等開催事業等に対して、補助事業により支援を行ったところであります。

また、市町村競技施設整備補助につきましては、各市町村で行う競技施設整備に対する支援を行ったところであります。

令和4年度は、門川町の軟式野球場ラバーフェンス改修や、川南町の軟式野球場改修に伴う実施設計等の事業に補助金を交付したところであります。

次に、121ページを御覧ください。

「全国障害者スポーツ大会開催準備」であります。全国障害者スポーツ大会に向け、専門委員会の開催や、チーム結成・メンバー確保を目的とした団体競技の体験会を開催したところであります。

次に、「県有スポーツ施設整備」であります。

陸上競技場、体育館の整備につきましては、建設工事中であり、プールの整備につきましては設計が完了し、工事に着手したところであります。

今後とも、市町村や関係団体等と一体となつて、着実に準備を進めてまいります。

主要施策の成果につきましては、以上であります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

**○岩切競技力向上推進課長** 決算特別委員会資料の8ページを御覧ください。

競技力向上推進課の決算額は、下から4段目にありますとおり、予算額4億3,179万6,000円に対しまして、支出済額4億852万9,250円、翌年度繰越額247万5,000円、不用額は2,079万1,750円、執行率は94.6%となっておりますが、翌年度への繰越額を含めると、95.2%となっております。

次に、123ページを御覧ください。

このうち、目の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

(目) 体育振興費の不用額が、2,079万1,750円となっております。

主なものは、下から2段目の負担金・補助及び交付金1,820万1,291円ですが、これは「ターゲットエイジ強化プロジェクト」や「チームみやざき強化アドバイザー招へい事業」において、新型コロナの影響により一部競技の県外遠征等の中止やアドバイザーの招聘が行えなかったこと等による執行残であります。

決算事項の説明については、以上であります。

次に、令和4年度の主要施策の成果について御説明いたします。

124ページを御覧ください。

主なものにつきまして、御説明いたします。

「人づくり」の2、文化・スポーツに親しむ社会の(2)、スポーツの推進についてであります。

まず、「選手強化対策」では、本県選手強化のための県外遠征や強化合宿に係る費用の補助を行うことで、本県競技力の向上に努めたところであります。

次に、125ページを御覧ください。

「みやざきの次代を担う少年競技力育成」では、県内高等学校の中から、国民体育大会等での入賞実績があり県の競技力向上を牽引している運動部がある学校を競技力強化指定校とし、また、同じく県内中学校の中から、一定の実績を持つ運動部がある学校を競技力向上拠点校として指定し、遠征や合宿費用等の一部補助を行うなど、少年競技力の向上に努めたところであります。

次に、129ページを御覧ください。

一番上の「ふるさと選手活動支援」では、本県出身の優秀なふるさと選手が、本県の強化事業に参加する際の活動費や、競技団体が直接企業や大学に出向いて、本県代表として国民スポーツ大会への出場を依頼する際の旅費を支援するなど、成年種別の競技力の向上に努めたところであります。

今後とも、「宮崎国スポ」での天皇杯獲得に向け、各競技団体や各学校と連携し、本県競技力の向上に努めてまいりたいと考えております。

主要施策の成果につきましては、以上であります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

○山下主査 説明は終わりましたが、午前の分科会はここまでとし、質疑につきましては、午後1時からといたしますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

---

午後0時59分再開

○山下主査 分科会を再開いたします。

これより、生活・協働・男女参画課、みやざき文化振興課、人権同和对策課、国スポ・障スポ準備課、競技力向上推進課の質疑を行いたいと思います。

委員の皆様方から、質疑はございませんか。

○二見委員 委員会資料106ページの施策の進捗状況の項目の「日頃から文化に親しむ県民の割合」の実績値、あと114ページの「宮崎県は人権が尊重されていると思う人の割合」は、どういう方法で算出しているんですか。

○堀みやざき文化振興課長 「日頃から文化に親しむ県民の割合」であります。年1回取っている県民意識調査の中で、文化に親しんでいる、ある程度親しんでいる、こういった方々を集計したパーセンテージとなっております。

○中村人権同和对策課長 「宮崎県は人権が尊重されていると思う人の割合」につきましても、毎年1回行われている県民意識調査のアンケート結果により出しているところでございます。

○二見委員 ということは、質問項目は変わっていないわけなので、「日頃から文化に親しむ県民の割合」に関しては、去年はぐっと上がったということですね。

○堀みやざき文化振興課長 質問項目は同じでありまして、確かに、令和3年度は53%でした

が、令和4年度は70.6%と大きく上がっております。

先ほど、説明の中でも少し申し上げましたが、国民文化祭、障害者芸術・文化祭があったこともあり、ぐっと伸びたのかなと感じておりますけれども、今後それがどうなっていくかを見ていかないといけないですし、活動は、より強化していかないといけないと考えております。

○二見委員 ということは、課長としても、実際に、文化に親しむ県民が増えたと認識しているんですね。国民文化祭があつて、新たに接点が増えた人が、本当にどれくらい増えたのかとか、コロナ禍の中で非常に微妙な感じもしていたので、7割の人たちが、普段から本当に親しんでいると答えられていますが、その根拠は別にないだろうなと思うんです。その人の気持ち次第というか、考え方次第なので。

もう一方の、宮崎県民の人権についての質問も、僕が聞かれたときにどう答えればいいのかなどというぐらい、何をもって宮崎県は人権を尊重していると言えるのかが、問いとして適切なのか、非常に分かりづらいなと思ったんですけども、これも同じように、毎年の県民意識調査で出た数字ということなんですよ。

○中村人権同和对策課長 毎年同じ質問をしております。目標値が50%のところ、令和4年度が46.7%と、若干届いておりません。我々も分析はしているんですけども、これといった決め手はないんですが、実は、この毎年の県民意識調査とは別に、5年に一度、人権に関する県民意識調査をやっておりまして、直近の調査で、人権侵害の経験の有無、人権侵害を受けたことがあるかどうかを聞いております。

この質問に対して、「ある」と答えた方が28.5

%いらっしゃいます。内容としましては、他人からの悪口、いじめ、仲間外れ、パワハラ、セクハラでこれらは本人が「受けたことがある」と回答されたんですけれども、周りの方もそれを見ているので、こういった状況から、やはり人権が尊重されていないなと思う方もいらっしゃるのではないかなと考えているところがございます。

**○二見委員** この数字の背景については——ここまで聞いた調査内容になっているんですか。

要するに、これは、イエス・ノーという問い方になっているんですけれども、今、人権同和対策課長がおっしゃったように、そう答えた理由、イエスと答えた理由、ノーと答えた理由まで、追った上での数字なのかということなんです。

**○堀みやざき文化振興課長** 「日頃から文化に親しむ県民の割合」につきましては、二見委員がおっしゃったような背景といいますか、こういった根拠をもって親しんでいる、というところまでは聞いていない質問になっておりますので、この数字をもって、本当に割合が上がっているのかは、慎重に見ていかないといけないかなとは思っております。

また、親しむというのは鑑賞する側、受け身の側でありますので、親しむだけではなくて、文化に自ら関わる、あるいは担っていくような、主体的な文化活動や取組についても、より促進していかなければならないと考えております。

**○坂本委員** 生活・協働・男女参画課に、「さぼーとねっと宮崎」についてお伺いします。

この相談事業自体は、すごく大事な取組であると理解していますが、受付件数296件というのは、延べと考えていいですか。

**○牛ノ濱生活・協働・男女参画課長** この296件

は、延べ数でございます。

**○坂本委員** 全体が分かっていないんですけれども、これは被害に遭われた方の中で、どれぐらいの割合なんですか。

**○牛ノ濱生活・協働・男女参画課長** 被害に遭われた方全体の数字については、恐らく実際に遭われても、表に出されない方もいらっしゃると思いますので、正確な数字は分かりませんが、その相談受付の状況でございますけれども、令和4年度は296件、令和3年度は105件と大幅に伸びております。

また、実人員も6割ほど伸びております。これは、「さぼーとねっと宮崎」自身が、リーフレット等を配布して相談窓口の周知に努めたということもあるんですけれども、近年、性被害に関する報道等も頻繁に出ておりますので、こういったことに対する問題意識が非常に高まったことにもよるのかなと考えているところです。

**○坂本委員** 最後にもう一つ教えてください。個人情報に関係する大変重要なことだと思うんですけれども、「さぼーとねっと宮崎」の中では、相談に来られた方の氏名などの個人情報は、どの範囲まで共有されているのでしょうか。

**○牛ノ濱生活・協働・男女参画課長** 委託元である私どものほうには、名前などの個人情報は来ておりません。

年齢とか属性——男性の被害者の相談も最近増えておりますので、そういったことはつかんでおりますが、個人を特定するような情報は把握しておりません。

**○脇谷委員** 資料82ページ、生活・協働・男女参画課の「協働による地域課題解決公募型事業」で、2事業を採択されていますけれども、この中身と成果について教えてください。

○牛ノ濱生活・協働・男女参画課長 2事業のうちの1つ目でございますが、これはピアスタッフといいまして、いろんな障がい者の活動を広げる取組であります。

もう少し御説明しますと、この事業に取り組む団体の1つは、障がい者を支援する取組として、孤立化防止で見守りとかサロンの経営などをされておりました。その中で、ピアスタッフ——ピアというのは当事者という意味でございますが、その障がいのある方をスタッフとして配置したところ、利用者や家族の方に非常に好評であったことから、これを広めていこうという取組で、希望者を公募して研修をしたり、あるいはサービス事業者とか民生委員とか関係者を集めて、このピアスタッフの有用性を広めていくための研修会や講習会に取り組みました。

病気の方や経験のある方、障がいのある方の雇用の場を広げることには、非常に成果が出たものと思っております。

もう一つは、短歌を活用した地域の活性化という取組でございます。

これは、若山牧水賞を受賞されました歌人の方に、延岡市のいろんな風景や名所などを題材に、21首の短歌をつくっていただきまして、その短歌の題材となりました市内の風景ですとか店舗、施設、そういったところをスタンプラリーで回るものです。80名ぐらいの方に参加していただいて、延岡市内外を巡り、情報発信をしていただきました。

短歌の文化に親しむこと、そして延岡市内のいろんな名所等を市内外にアピールすることができたことが、成果として得られたものと考えております。

○脇谷委員 よく分かりました。

続いて、競技力向上推進課で、資料123ページの「チームみやぎ強化アドバイザー招へい」ですが、アドバイザーの招聘が少し足りなかったと言われたと思うんですけども、実績を見てみますと、21競技で32人がアドバイザーとして招聘されています。この不用額が660万円ぐらいありますが、アドバイザーの招聘はどれぐらいを目標にしていたのかということと、32人という結果を受けて、今後どうされようとしているのかお伺いします。

○岩切競技力向上推進課長 最終的には、全ての競技においてアドバイザーを招聘したいと考えております。今年度も、今現時点では21競技32名——21競技32名といいますのは、競技によっては、少年種別と成年種別に1名ずつ別の方を招聘したいということもありまして、競技と人数が違っております。

コロナの関係で、当初予定していた数ほど事業が実施できなかったというのが現状でございます。

○脇谷委員 何人を目標にしていらっしゃるかということと、今回、その目標に達しなかった理由を教えてください。

○岩切競技力向上推進課長 目標の人数は40競技で40人ではございますが、競技の特性上、複数名希望している競技もございますので、40人以上の人数になろうかと思っております。

もう1点の御質問についてですが、当初は、希望されるアドバイザーを見つけきれなかったというのもございますし、計画していたけれども、先方の都合、もしくはこちらの受入れ体制の都合で実施が難しく、見送らせていただいたというような実情もございます。

○脇谷委員 ということは、決算とは離れます

けれども、40競技以上のアドバイザーを招聘する予定と理解していいんですか。

○岩切競技力向上推進課長 はい。そのとおりでございます。

○二見委員 資料84ページの施策の進捗状況で、「NPO法人数」と「ボランティア登録団体数」の実績を上げていらっしゃるんですけども、今年度、宗教法人の実態調査をされるじゃないですか。

私の知り合いにNPO法人をやっている人もいますけれども、特に活動していない人も、やっぱりいるんです。

だから、この数だけを見るのではなくて——実際に活動している実態を確認した数字になっているんでしょうか。

NPOを設立するときは県が窓口になると思うんですけども、単にその数を出しているということなんですか。

○牛ノ濱生活・協働・男女参画課長 法人として登録しますと、毎年、財務諸表も含め、活動実績報告書を所管の行政庁に届け出るようになっております。県が所管する法人で、そういった報告書が未提出の法人はございません。

ただ、13市町に権限を移譲しております。その中では、若干なかなか出てこないところもあると聞いておりますので、その辺は市町村とも、話し合いを進めておまして、そういうことがないよう督促等を行っているところでございます。

○二見委員 ではこの数字は、県並びに市町村が所管している数字を、全部積み上げた数字ということですか。

○牛ノ濱生活・協働・男女参画課長 そうでございます。県の所管、市町村の所管全てでございます。

○二見委員 NPO法人、企業、県などで、一緒に提案型事業を実施するとか、NPO法人だったら、それぞれの目的があつたりするので、全てが県が考えている事業にマッチするわけでもないと思うんですね。

この中から、実際に県の活動やいろんな取組につながっているNPO法人、またはボランティア団体がどれくらいあるのかが一番大事なんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○牛ノ濱生活・協働・男女参画課長 この438法人のほとんどから実績報告書等が出てきているんですが、実績報告書とか財務諸表をまとめるということは、そのNPO法人内で総会などの手続がなされているということでもありますので、少なくともそこはクリアしているわけでありませうけれども、通常の活動実態については、NPO法人によって濃淡があるのだらうと思います。

県のほうで、その活動の実績をもっと高めるようなところまではしていないのですが、NPO・協働支援センターでいろんな研修会・講習会、あるいは相談活動をやっていますので、その辺は対応しながら、活動の度合いを高めていただくような取組をしていきたいと思っているところでございます。

○二見委員 要するに、数字だけじゃなくて、しっかりやっていくということですよ。

それを今後もやってほしいなと思いますけれども、数が多すぎて、恐らく、目も行き届いていないんだらうなと思いますし、所管自治体が違えば、また、それぞれの市町村との連携も必要になってくるでしょうから、とにかく成果につながるような、事業の確認をしてほしいなと思いました。

○福田副主査 みやざき文化振興課にお尋ねし

ます。

資料98ページの私立学校振興費補助金についてですけれども、例えば、高等学校でいいますと14校ありまして、補助額が下に書かれています。その14校なら14校に平等に行き渡るんですか。それとも何か基準があるんですか。

**○堀みやざき文化振興課長** この補助金は、例えば、高校学校ですけれども、一定の基準を基に配分しております。法人割ですとか、生徒の数による生徒割、教職員の数による教職員割、また、調整割という基準もございまして、特色のある教育をしている学校、あるいは県内就職率の高い学校などについては多く配分するなど、そういった基準を県で設けて配分しております。

**○福田副主査** 「施策の指標等」に、「個性豊かな教育を行う私立学校の経営の安定」というのが入っているものですから、やはり学校それぞれの施策に応じて加点されているわけですね。

**○堀みやざき文化振興課長** はい。そのとおりでございます。調整割という一定の基準に基づきまして、特色ある教育をしている学校には、多く配分するような手続をしております。

**○福田副主査** ということは生徒数や教員数が中心になっていて、今、言われましたその施策にのっとった方針を応援しようということで、加味されているということですね。

これからなお、私立学校としては特徴を出してくる、競争が激しくなると思いますので、ぜひ、その調整割をよろしくお願いします。

**○川添委員** 資料の87ページですけれども、いろんな啓発活動等もあって、消費生活相談件数がやや減少傾向ではあるんですが、これは業者対業者のいろんなクレームとか、そういったことも含まれているのではないかなと思うんです

が、こういった相談の内容が多かったのか、分かれば教えてください。

**○牛ノ濱生活・協働・男女参画課長** まず件数についてでございますが、これは県の消費生活センターが受け付けた相談件数でございまして、ほかの市町村のセンターが受け付けていたものは、また別でございまして。

トータルで、1万～1万1,000件くらいで、ずっと推移しているところでございます。

相談内容でございますが、近年、60歳以上の高齢者世代が大体4割を超えてきまして、その辺の相談が増えてきているんですが、例えば、SNSで全く予期せぬ、何か振り込めとかいった内容のメールが届くとか、あるいは、最近増えているのが定期購入の契約でのトラブル——1回か2回で終わろうと思ったのに、商品が続けて届くとか、そういった内容が増えている状況でございます。

**○川添委員** 分かりました。

引き続き、先ほどの関連なんですけど、98ページです。私立学校の補助について、少子化が言われて久しいんですけれども、私立高等学校の定員割れは何校ぐらいあったんでしょうか。

**○堀みやざき文化振興課長** 今、手元に資料がありませんので、しばらくお待ちください。

**○川添委員** 私立学校への補助の基準に、特色ある教育を入れているのはすごくいいなと思うんですが、一方で、少子化で応募者数や生徒数が減っていく中で、私立学校振興費補助金は減少傾向になってきているんでしょうか。

令和3年度から見ると、同額に近い40億2,000万円となっているんですけれども、近年の推移がもし分かれば教えてください。

**○堀みやざき文化振興課長** この私立学校振興

費補助金の予算確保の時点では、生徒数など様々な条件を加味して配分する中で、予算が足りないといけませんので、やや余裕を持って確保しているところですが、先ほど申し上げた生徒の数ですとか教職員の数、そういったものに依りて配分をする中で、年によって差が生じますので、その年その年で変わっていくという状況でございます。

です。最終的に毎年同程度の補助金額を決算では出しているような状況でございます。

**○川添委員** お尋ねしたかったのは、生徒数の減少幅と、総額の補助金の推移——例えば5年間で見たときに、生徒数が減ってきてはいるけれども学校経営をしっかりと支えるという意味で、ずっと同額水準できているのか、それとも合わせて減少してきているのかを知りたかったんですけれども、もし分かれば教えてください。

**○堀みやざき文化振興課長** 振興費補助金の交付状況ですが、今、データが手元に確保できましたので申し上げます。

資料98ページの事業名の下のほうに「国定額」と書いてありますけれども、国のほうで基準となる単価を設けておりまして、それに基づいて配分しているところです。その単価が年々上昇していることもありまして、最終的に交付額は年々増えているというところがあります。

生徒数については、徐々に減ってきている状況にありましたけれども、令和3年度、令和4年度は、実は少し生徒数が増えておりまして、そういったものも加味して額は増えてきているところでございます。

**○川添委員** 国の算出基準もあって、しっかりした学校経営を行っていく意味で、ある程度現状維持という流れになっているわけですね。

続いて、108ページからの神話関係の取組なんですけれども、110ページに「神話のゆかりの主要な神社等の観光客数」の推移がありまして、少しずつ回復してきているような感じは受けるんですが、そもそも、神社にお参りした観光客数というのは、どうやって数えているんですか。

**○堀みやざき文化振興課長** この項目は、実は宮崎県観光動向調査の調査項目の一つとなっております。2つの調査方法があるようございます。

1つは、市町村ごとに四半期に1回、観光地点の主な施設の管理者やイベントの運営者に数字を確認するもの。

もう1つは、四半期に1回、観光入り込み客のサンプル調査をしているようでして、これは調査員を雇って、調査員が入り込み客にアンケートを取ったりして声を聞くものです。それを四半期ごとにこちらも行っておりまして、それによって推計して算出している数字のようございます。

**○川添委員** サンプル調査から推計して算出しているということですね。

それと、資料108ページにあるような神話の魅力発信を、県は長年取り組んできているわけですが、なかなか広がっていないんじゃないかという印象を受けています。神楽をサポートしている団体等も多数あるんですが、これはどこに所在する団体でしょうか。宮崎市ですか。

**○堀みやざき文化振興課長** 108ページにあります「みやざきの神楽サポーター認定」というのは、令和2年度に県が制定した制度になるんですけれども、神楽の継承を支援する県内外の企業や団体を認定するというものでして、例えば従業員が神楽を舞うために参加したり、お手伝

いをするなどの理由で会社を休む場合に、休暇を取りやすくする、あるいは時短勤務を可能にするなど、柔軟な対応をして神楽の継承の支援に、会社として、あるいは団体として関わっていただくところを県が認定しております。

令和4年度は、認定企業・団体が3と書いておりますが、具体的に申し上げますと、西米良村の有限会社佐伯建設、2つ目が諸塚村観光協会、3つ目が宮崎カーフェリー株式会社でございます。

○川添委員 分かりました。

最後に121ページ、国スポ・障スポ準備課です。今、陸上競技場をはじめ建設を行っているわけですが、ここに「陸上競技場整備に伴う都城市への負担金」とありますが、これは1億2,200万円を都城市に負担していただいているということですか。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 県陸上競技場は、県と市が共同で整備を進めておりまして、県と市で、都城市の負担が約20億円を超えた部分については県が負担するという協定を結んでおりまして、都城市の事業の進捗に遅れがあったために、県の予算についても繰り越したものでございます。

○川添委員 都城市が周辺整備をしています、都城市の負担金というのはあるんですか。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 周辺整備も都城市に進めていただいております、陸上競技場の中の第3競技場や多目的広場などの整備については、県が一定の負担をしているところでございます。

○川添委員 附帯設備の整備を都城市が分担しているということですね。

以前も何回かお尋ねしたんですけれども、陸

上競技場、体育館、プールは大会後も永続的に、県民に利用してもらって行くわけですが、年間の運営コストと採算性です。なかなか採算が合う施設はないと思うんですが、そこら辺はどのように算出されているのか、改めてお尋ねします。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 まず陸上競技場につきましては、競技場全体で1億5,000万円ほどの運営コストがかかっているということでございまして、県と市で7対3の費用割合で負担をしていくという\*覚書を結んでおります。

維持管理についての具体的な金額は、県が約1億円、市が約5,000万円で負担していくという形になっております。

○川添委員 その場合、施設利用料などの収入もあると思うんですけれども、収入と支出の採算性はどんなふうに見ていらっしゃるんですか。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 陸上競技場の指定管理につきましては、教育委員会が所管しておりまして、来年の指定管理者の公募を進めていく形になっております。今時点で利用料金等については、まだ決まっておりません。

○川添委員 分かりました。今後、体育館、プールも含めて、利用促進を図っていくべきと思いますし、そこら辺の採算性についても、また経過を教えていただければいいかなと思います。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 先ほど、陸上競技場の維持管理につきまして、7対3で覚書を結んだと申し上げましたけれども、締結はまだでありまして、方針として、そのような形で考えているというところでございます。

○堀みやざき文化振興課長 先ほど、98ページの「私立学校振興費補助金」に関連しまして、

※このページ右段に訂正発言あり

川添委員から御質問のありました私立高校の定員割れの状況ですが、令和4年度は14校中11校が定員割れの状況でありました。

○山下主査 ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下主査 それでは、以上をもちまして第2班の審査を終了します。

それでは、総合政策部の決算全般について何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下主査 それでは、以上をもちまして総合政策部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時34分休憩

---

午後1時40分再開

○山下主査 分科会を再開いたします。

それでは、令和4年度決算について執行部の説明を求めます。

○長倉会計管理者 会計管理局の令和4年度の決算の概要について、御説明します。

決算特別委員会資料の3ページを御覧ください。

まず、課別の決算状況についてですが、会計課は、予算額8億5,892万8,000円に対し、支出済額8億4,365万6,966円、不用額1,527万1,034円、執行率は98.2%となっており、物品管理調達課は、予算額1億1,083万1,000円に対し、支出済額1億985万8,384円、不用額97万2,616円、執行率は99.1%となっております。

また、表の一番下の会計管理局合計としましては、予算額9億6,975万9,000円に対し、支出済額9億5,351万5,350円、不用額1,624万3,650

円、執行率は98.3%となっております。

次に、資料の4～5ページに会計課の決算事項別明細を示しておりますので、御覧ください。

このうち、目の不用額が100万円以上のものについて、御説明します。

5ページをお願いいたします。

表の一番上、(目)会計管理費の不用額1,478万5,337円について、主なものは、下から5段目、役務費の1,276万2,093円ですが、これは、主に、収入証紙の売りさばき人に対して支払う売りさばき手数料の執行残でございます。

なお、目における執行率が90%未満のものはございません。

続きまして、資料の6～7ページに、物品管理調達課の決算事項別明細を示しておりますので御覧ください。

物品管理調達課においては、目における不用額が100万円以上のもの、または執行率が90%未満のものはございません。

最後に、主要施策の成果に関する報告書、決算審査意見書及び監査における指摘事項につきましては、いずれも報告すべき事項はございません。

○山下主査 執行部の説明が終了しました。

委員の皆様から質疑はございませんか。

○川添委員 3ページの物品管理調達課の支出済額1億900万円余の内訳の主なもの、また、資材の高騰等が見受けられるような品目があったら教えてください。

○堀物品管理調達課長 当課の予算としましては、7ページの(目)財産管理費の内訳が主なものとなっております。こちらにありますように、報酬や職員手当等になるんですが、役務費については、当課で車両管理や公用車の管理を

しているものですから、その保険料という形になっております。

また、値上がりしているものについての御質問に関しては、最近紙が値上がりしているということで、印刷物の値上がりはあるんですけども、当課は調達業務をするほうなので、要求書に従って、その金額内でよいということになりますので、影響はあまり受けておりません。

○川添委員 5ページの役務費、委託料、使用料及び賃借料の内訳が分かれば教えてください。

○川口会計課長 まず、役務費につきまして、主なものは、収入証紙の売りさばき手数料が、実績としまして7,973万6,825円。その次に、窓口収納事務経費が支出予算としまして304万9,934円。あとはM a p F a n A P Iといたしまして、旅費システムの中で使われておりますシステムを使用するというものが352万円ほどになっております。

また、委託費につきましては、財務会計システムの再構築に係る運営管理業務委託を、令和3年度から令和4年度にかけて行いましたので、この令和4年度分の負担に当たる部分が4億4,398万円となっております。それからもう一つ、財務会計システムの通常の運営管理業務委託が2,803万6,800円となっております。

それから、使用料につきましては、主なものが、財務会計システム用の機器等一式の賃借料及び保守料となっております、こちらが786万1,260円となっております。

○山下主査 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下主査 それでは、以上をもちまして、会計管理局を終了したいと思います。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時49分休憩

---

午後1時55分再開

○山下主査 分科会を再開いたします。

それでは、令和4年度決算について執行部の説明を求めます。

○田村人事委員会事務局長 人事委員会事務局の令和4年度決算の概要について御説明いたします。

お手元の決算特別委員会資料の3ページを御覧ください。

表の一番上の段、(款)総務費でございます。予算額1億3,497万7,000円に対しまして、支出済額は1億3,202万8,956円であります。この結果、不用額が294万8,044円、執行率が97.8%となっております。

次に、執行率が90%未満の目はありませんので、執行残が100万円以上の目について御説明いたします。

資料の4ページを御覧ください。

表の一番上の段、(目)事務局費の不用額は257万7,941円となっております。その主なものは、下から3段目、委託料の180万4,330円です。これは、職員採用試験における基礎能力検査等の業務や、3月にウェブで実施しました就職説明会に関する業務の委託料が、当初の見込額を下回ったことなどによる執行残であります。

なお、主要施策の成果に関する報告書への掲載、また、決算審査意見書に記載された審査意見及び監査における指摘事項はありません。

○山下主査 執行部の説明が終了しました。

委員の皆様から質疑はございませんか。

○坂本委員 御説明いただいた委託料の執行残

の就職説明会というのは何ですか。

○小園人事委員会総務課長 例年3月に、警察官も含めて、就職ガイダンスということで、会場をつくって行っております。その委託料が当初の見込額よりも少し少なかったということで、今回、執行残となったものでございます。

○坂本委員 ということは、いわゆる宮崎県職員の就職説明会ということですね。

○小園人事委員会総務課長 はい、そのとおりでございます。

○二見委員 見込額を高く見積もっていたということですか。ある程度の幅を持たせて予算を組むのか。今、話があった3月というと、年度末直前に予算を執行することになるんですか。

○小園人事委員会総務課長 当初、ある程度の人員を含めて大きく見込んでおりましたが、業者に委託したところ、実際の執行額は少なくなったということでございます。

○川添委員 人事委員の方の報酬というのは、表のどの部分で、何人いらっしゃるんですか。

○小園人事委員会総務課長 委員は3名でございます。報酬につきましては、3ページの「報酬」の支出済額542万3,700円が委員の報酬になります。

○山下主査 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下主査 それでは、以上をもちまして人事委員会事務局を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時0分休憩

---

午後2時1分再開

○山下主査 分科会を再開いたします。

それでは、令和4年度決算について執行部の説明を求めます。

○米良監査事務局長 監査事務局の令和4年度の決算概要について御説明いたします。

なお、タブレットを御覧いただいていると思いますが、決算特別委員会資料の右下の「決算」と書かれたページで説明を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料の2ページを御覧ください。

監査事務局の予算執行状況につきましては、一番上の(款)総務費の欄のとおり左から、予算額は1億8,410万5,000円、支出済額1億8,250万8,693円となり、不用額は159万6,307円、執行率は99.1%となっております。

次に、執行率が90%未満のものはございませんので、目の執行残が100万円以上のものについて御説明いたします。

3ページを御覧ください。

一番上の段、(目)事務局費の不用額が106万6,406円となっております。これは、報償費や旅費などの執行残によるものであります。

主要施策の成果及び監査結果につきましては、特に報告すべき事項はございません。

決算に関する説明は以上でございますが、4ページ以降の令和4年度の財務事務執行等に係る定期監査結果につきましては、監査第一課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○山崎監査第一課長 それでは、続きまして、令和4年度の財務事務執行等に係る定期監査結果について御説明いたします。

4ページをお願いいたします。

決算特別委員会の各分科会におきまして、各部署が決算状況を報告する中で、監査委員の決

算審査意見書及び監査報告書における指摘要望事項について、該当する所属から内容や対応状況を説明しているところがございますが、ここでは、各部局に対する定期監査の結果について、総括する形で御報告するものであります。

まず、1の監査実施数であります。252の全ての監査対象機関に対しまして、延べ276回の定期監査を実施しており、令和4年度後期に行いました現年監査分と、令和5年度前期に行いました前年の決算監査分の内訳は、御覧のとおりでございます。

次に、2の定期監査における指摘事項等の件数についてであります。

(1)に年度ごと推移の表を示しておりますが、一番右の令和4年度の欄を御覧いただきますと、是正または改善を必要とする事項のうち、「指摘事項」が12件、「注意事項」が33件、計45件となっております。

なお、合計欄の下に知事部局の件数を括弧で記載をしておりますが、令和2年度に大きく減少し、それ以降も減少傾向が続いております。これは、知事部局において、令和2年度から内部統制制度が導入されており、当制度導入が事務処理誤り等の未然防止に、一定の効果があつたものと考えております。

5ページを御覧ください。

次に、(2)の指摘事項等の項目別内訳につきましては、収入や支出、契約事務における誤りや遅れが多くなっております。その原因としましては、担当者の知識不足や失念、また、組織によるチェック体制の不十分さなどが主なものとなっております。

また、部局別の内訳は、右側の(3)の表のとおりでありまして、監査対象機関数の多い部

や県立学校を所管する教育委員会が多い状況となっております。

最後に、3の監査結果を踏まえた監査事務局の取組についてであります。

当事務局では、監査結果を踏まえまして法令や県監査基準、また、毎年度定める監査計画等に基づいた取組を行っております。

具体的には、指摘事項等につきまして、(1)にありますとおり、公表や庁内周知を行いますとともに、(2)のとおり、各所属が講じた改善措置状況の取りまとめや公表を行っております。

また、監査報告書や決算審査意見書において、(3)のとおり、適正な事務処理を行うために必要な対策や取組について意見を提出するとともに、関係各課との連携による事務処理の改善等を図っております。

さらに、(4)のとおり、定期監査や監査委員による部局長等意見聴取におきまして、前年度の監査結果を踏まえた取組状況について確認をしているところがございます。

定期監査においては、依然として初歩的な事務処理の誤り等が多く見つかっていることから、監査の結果が各部局の適正かつ効率的な事務の執行に十分活用されるよう、今後とも関係各課と連携しながら取り組んでまいります。

○山下主査 執行部の説明が終了しました。

委員の皆様から質疑はございませんか。

○坂本委員 最後に御説明いただいた5ページの部局別の件数ですが、私は去年、環境農林水産分科会で、決算審査を行いました。そのときも同じように、環境森林部は少なく、農政水産部は多い傾向だったので、これは部局内でちゃんとチェックしていないんじゃないかと審査の中で指摘させていただいたことがあります。

監査事務局から見て、部局によってはチェック体制ができていない、チェックが甘いとか、そういった傾向は見受けられるのでしょうか。

**○山崎監査第一課長** 先ほど、説明でも少し触れたんですけれども、農政水産部は所属数が非常に多く、職員数も多いものですから、例年、多い傾向がございます。教育委員会も同様に、県立学校等を所管することから、例年多くなっております。

私どもは基本的には監査調書に沿って、チェックシート等を使いながら、それぞれの所属、同様の形でしっかり監査をしております。その中で、農政水産部においてチェックが甘いとか、そういったことは、特にはないと考えているところでございます。

**○坂本委員** これは監査をして、チェックして、是正されるという仕組みですけれども、先日のマイナンバーカードのひもづけ作業のミスなど、各部局のチェック体制は、直接県民のいろんな手続等に影響することもあるので、監査事務局に言うことなのか、各部局に言うことなのか分かりませんが、そういう印象を昨年度から持っていたものですから申し上げました。

**○脇谷委員** 私もその件なんですけど、教育委員会がやはり多いということで、一般の委託業者の方から、学校によって違うと伺っております。教育委員会に対しての内部統制じゃないですけど、そこはどこがやることなんでしょうか。

**○山崎監査第一課長** 内部統制制度につきましては、現時点で、本県では知事部局のみが導入しております。したがって、教育委員会には導入されておられません。

先ほど説明で申し上げましたけれども、令和2年度にこの制度が導入されてから、知事部局

では監査指摘が減少傾向にありますが、一方で、教育委員会については、相変わらずあまり数が減っておりませんので、我々としても非常に関心を持って、その推移を見ているところです。

基本的に、内部統制制度を導入するかどうかにつきましては、それぞれの任命権者において判断をされると思います。

この制度が教育委員会等に導入されれば、今の時点よりよくなるのかは分かりませんが、一定の効果はあるんじゃないかということで、今後、我々も注視していこうと思っているところでございます。監査事務局としては、できれば導入していただくことを期待しているところでございます。

**○二見委員** 一つ確認ですけれども、学校事務は、知事部局から出向された人たちが、そういう事務手続をされていると思うんですが、知事部局の事務手続と学校における手続というのは、大分違いがあるんですか。違いがあつて、こういう指摘事項が多いのか、やはり特殊性があつてのことなのか、そこら辺はどうなんですか。

**○山崎監査第一課長** 教育委員会におきましても、会計制度、事務手続等については、基本的なところはほぼ同じだと思います。ただ、県立学校ですと、事務局長以下2～3人の職員がいらっしゃいますけれども、人事異動等でいろいろ変わっていく傾向がございます。例えば、庶務や会計業務に慣れていない方が、事務局長として異動されますと、どうしてもチェック体制的に非常に——知事部局の場合は、会計課や総務事務センターといった最終チェックをする役割を担っているところがありますので、そういったところでいうと、体制としては、知事部局に比べると弱いところがあるのかなとは考え

ております。

○二見委員 おっしゃるとおりだと思います。今、どういうふうにすればいいということじゃないけれども、ちょっとした検討課題事項ではあるんだなと感じました。

○川添委員 委員会資料5ページの(2)、令和4年度項目別件数に、「その他」7件というのがあるんですが、これはどういったものが入っているのでしょうか。

○山崎監査第一課長 「その他」の中で一番多いのは、会計年度任用職員——臨時的に任用される職員がいるんですけれども、その方の勤務条件に有給休暇を記載するところがあるんですが、その有給休暇の考え方を取り違えて、付与する日数等を間違えているもので、7件中5件と、非常に多くございました。

○川添委員 会計年度任用職員の有給休暇があるんですね。もう1回説明をお願いします。

○山崎監査第一課長 会計年度任用職員につきましても、任用する際に、任用通知書とともに勤務条件通知書というのを交付いたします。その中で、例えば賃金が幾らとか、年休を何日付与するといったことを記載する欄がございます。その付与日数のところを若干取り違えて、間違っていたということがございます。

○川添委員 分かりました。

次に、4ページです。指摘事項・注意事項と例年指摘されているわけですが、事務的な指摘も多ければ、中には損害賠償に発展したり、著しい法令違反になりかねないような事案もあると思うんですけれども、昨年度の指摘事項の中で特に重かった指摘があれば教えてください。

○山崎監査第一課長 指摘事項にもいろいろとあるわけなんですけれども、その中で言います

と、福祉保健部の出先機関で公用車を所有しているところが公用車の車検切れに気づかずに期限をオーバーして、1日だけなんですけれども、使用してしまったということがありまして、これは監査の立場から見ると、法令に違反しているということで、非常に重かろうということで、指摘事項とさせていただきます。

○川添委員 分かりました。

最後に、例年、同じ部署に指摘や注意をすることも多いと思うんですけれども、指摘を受けた場合に、改善措置とか今後の対応を、指摘された課が行っていくと思うんですが、それでも担当者の変更などで、同じような間違いが発生すると思います。そのような中で、重大なミスにならないように改善措置を指導していく、監査事務局としての方針みたいなものは、令和4年度の中で何かあったのでしょうか。

○山崎監査第一課長 御指摘の点については、監査事務局としましても非常に今、重要ななと考えているところがございます。いかにミスを少なくするかということなんですけれども、そのために、それぞれの職員が意識を強く持つ必要があろうかと思えます。

監査事務局としましては、やはりその意識を高めるためにも、例えば全職員が見られる職員ポータルサイトの掲示板で、監査結果について周知をする。あるいは、連絡調整課を集めた会議の場で監査結果の説明をしたり、出納員会議の研修会で、監査の指摘事項の事例などを説明したりしております。

そういった形で、できるだけ職員に監査の結果等について、周知する機会を多く設けることによって、職員の意識を高めてもらうことが重要と思っておりますので、これまでもやってお

りますけれども、そういった取組を今後とも引き続き続けてまいりたいと思っております。

○川添委員 車検切れもそうなのですが、例えば、職場のマニュアルが非常に古くて、しっかり浸透していないとか——今後、上司なり、第三者のチェック体制をもう少し確立すべきだとか、一步踏み込んだ取組も必要ではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○山崎監査第一課長 御指摘の点につきまして、毎年、定期的に監査結果を取りまとめて監査報告書を作成しておりますが、年度末に作成する監査報告書につきましては、監査で指摘した内容とともに、年間を通して、こういった誤りが多い傾向にあったかなどを分析しまして、その所属に、こういったところを重視して改善してほしいという意見をつけております。

その意見は、非常に細かいところもあるんですけれども、我々としては、そういったことを注意喚起する意味で、職員の皆さんに情報を発信しておりますし、それを今後も続けていくことによって、職員の意識を高めていこうと考えているところでございます。

○福田副主査 関連して、同じく4ページですが、令和元年と令和2年で大きな開きができています。ここは何か対策をされて、その効果があったということでしょうか。

○山崎監査第一課長 これは先ほど、冒頭の説明の中で、若干触れさせていただいたんですけれども、令和2年度から内部統制制度が導入されております。知事部局の件数がこの表の合計欄の括弧書きにあります。令和元年度の68件が令和2年度は30件と、半減しております。やはりある程度、内部統制制度の効果があったのかなと考えております。

○山下主査 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下主査 それでは、以上をもちまして、監査事務局を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時22分休憩

---

午後2時23分再開

○山下主査 分科会を再開いたします。

それでは、令和4年度決算について説明を求めます。

○渡久山事務局長 県議会事務局の令和4年度の決算の概要につきまして御説明いたします。

お手元の決算特別委員会資料の3ページをお開きください。

一番上の段に、(款)議会費とございます。予算額11億8,604万2,000円に対しまして、支出済額は11億5,183万7,263円、翌年度繰越額2,400万円、不用額は1,020万4,737円となっております。執行率につきましては97.1%、翌年度繰越額を含めると99.1%となっております。

次に、目の不用額が100万円以上のものにつきまして御説明いたします。

まず上から3段目の(目)議会費でございます。不用額が239万6,861円となっております。主なものといたしましては、中ほどの旅費185万円余であります。これは議員の皆様方の応招旅費等の執行残でございます。

次に、4ページにお移りください。

一番上の段に(目)事務局費とあります。不用額が780万7,876円あります。主なものといたしましては、1つ目に、上から4段目の職員手当等149万円余あります。これは職員の時

間外手当等の執行残であります。2つ目に、中ほどの旅費106万円余であります。これは正副議長等随行旅費の執行残でございます。3つ目に、下から3段目の委託料139万円余であります。これは本会議及び各委員会の反訳委託費の執行残であります。4つ目に、一番下の段、工事請負費234万円余であります。これは議会棟改修工事の執行残であります。

そのほか、主要施策の成果に関する報告書、決算審査意見書及び監査における指摘事項等については該当ございません。

○山下主査 議会事務局の説明が終了しました。

委員の皆様から質疑はございませんか。

○川添委員 議会事務局に限ったことではないんですが、特に県議会事務局は、いろんな議会のサポートで残業とか休日出勤も多いかと思うんですけども、これはどんなふうに申請がなされているのでしょうか。

○阿萬総務課長 時間外勤務につきましては、事前に申請することになっておりまして、当日の夕方までにオンラインシステムで、職員から今日は何時まで残業するという申請を受けまして、それを承認する形となっております。後日、その見込みどおり残業したかどうかを改めて職員が入力し、それを最終的な時間外勤務ということで認定するという手続きとなっております。

○川添委員 例えば20時までと申請して、終わらなくて22時になった場合は、再申請するのでしょうか。

○阿萬総務課長 先ほど申しましたように、申請どおりの時間で終わるとは限りませんので、今、お話されましたように、20時までと申請したけれども実際は22時までということになりましたら、後日、実績としてシステムに入力し直

し、22時まで時間外勤務をしたということで認定がなされることになっております。

○山下主査 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下主査 それでは、以上をもちまして議会事務局を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時29分休憩

---

午後2時32分再開

○山下主査 分科会を再開いたします。

まず、採決についてであります。10月3日の午後1時に採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下主査 それでは、そのように決定いたします。

その他で何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下主査 それでは、以上で本日の分科会を終了いたします。

午後2時32分散会

令和5年10月3日(火曜日)

---

午後0時56分再開

---

出席委員(6人)

主	査	山	下	寿
副	主	査	福	田
委	員	二	見	康
委	員	川	添	博
委	員	坂	本	康
委	員	脇	谷	のりこ

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

---

事務局職員出席者

議事課主任主事	木	村	結
政策調査課主任主事	高	山	紘

---

○山下主査 分科会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、賛否を含め、御意見があればお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後0時56分休憩

---

午後0時56分再開

○山下主査 分科会を再開いたします。

それでは、これより採決に入りますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下主査 それでは、議案第12号についてお諮りします。原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下主査 御異議ありませんので、原案のと

おり認定すべきものと決定いたしました。

次に、主査報告骨子案についてであります。

主査報告の項目及び内容について、御意見はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後0時57分休憩

---

午後0時57分再開

○山下主査 分科会を再開いたします。

それでは、主査報告につきましては、正副主査に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下主査 それでは、そのようにいたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下主査 それでは、以上をもちまして分科会を閉会いたします。

午後0時57分閉会

署 名

総務政策分科会主査 山 下 寿

